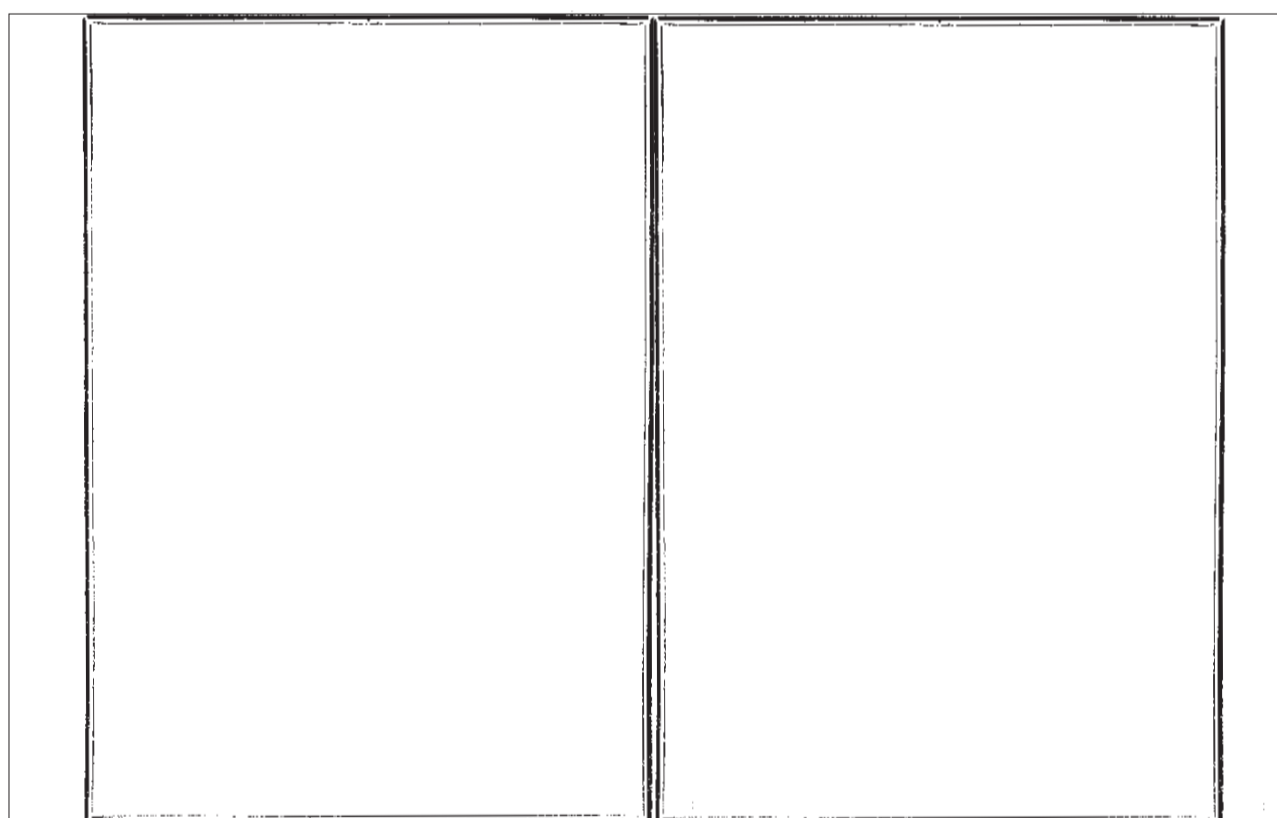
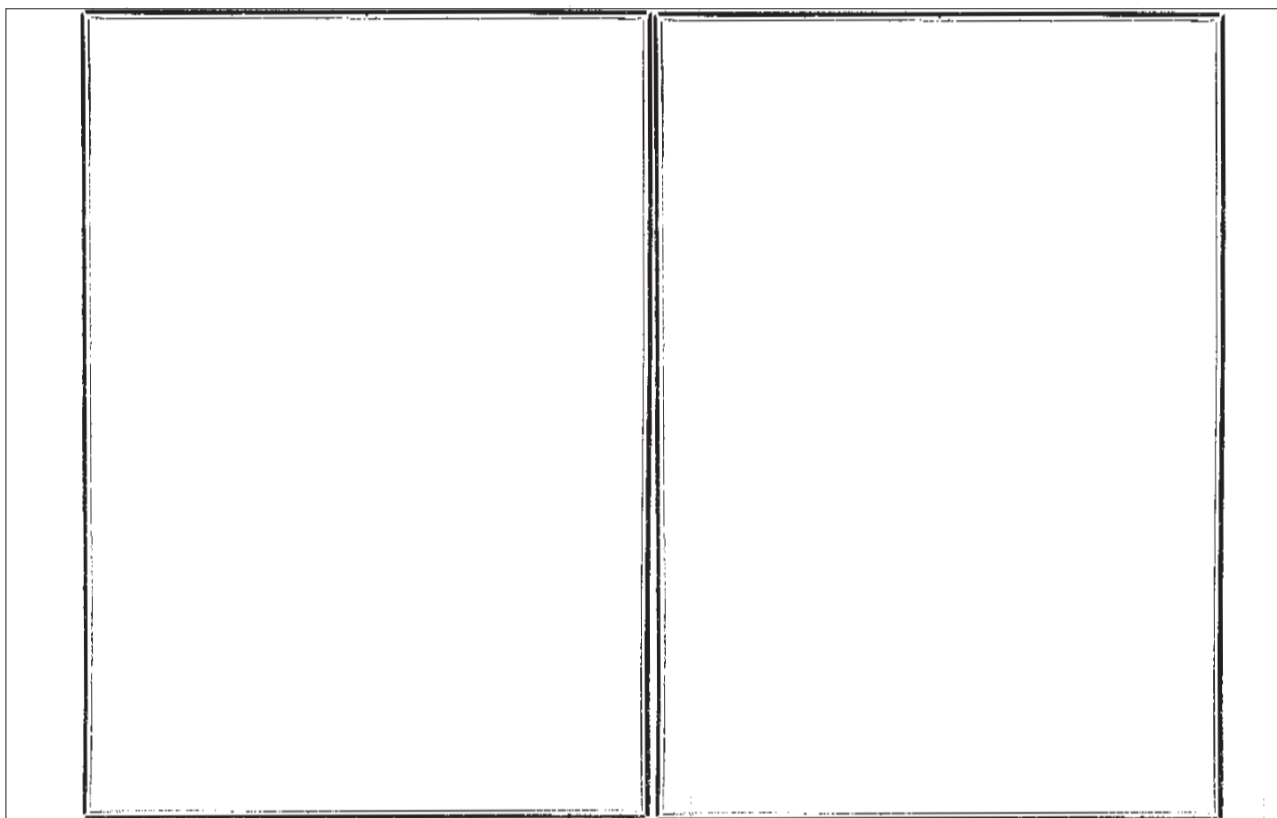


議事速記錄第四十二號

昭和四年第二十五次居留民會
臨時會議事速記錄

天津居留民團



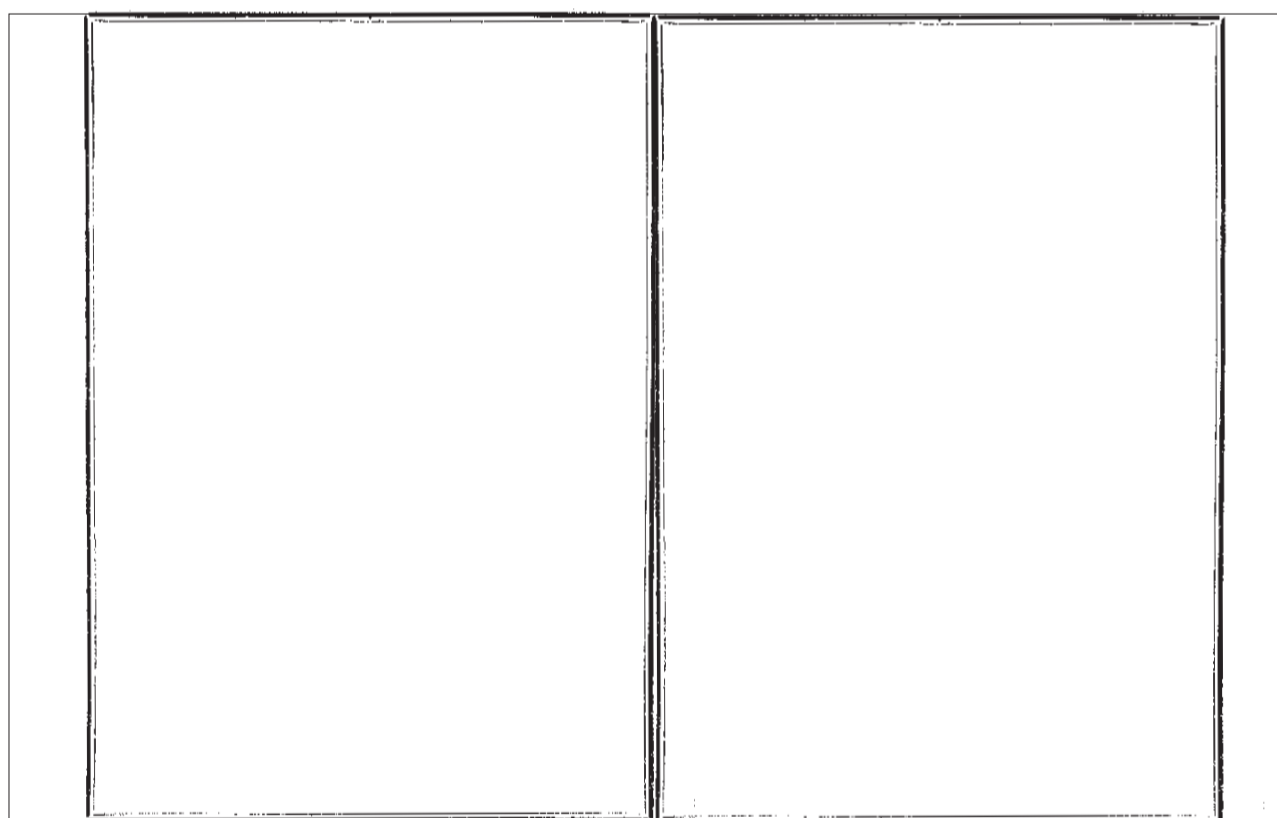
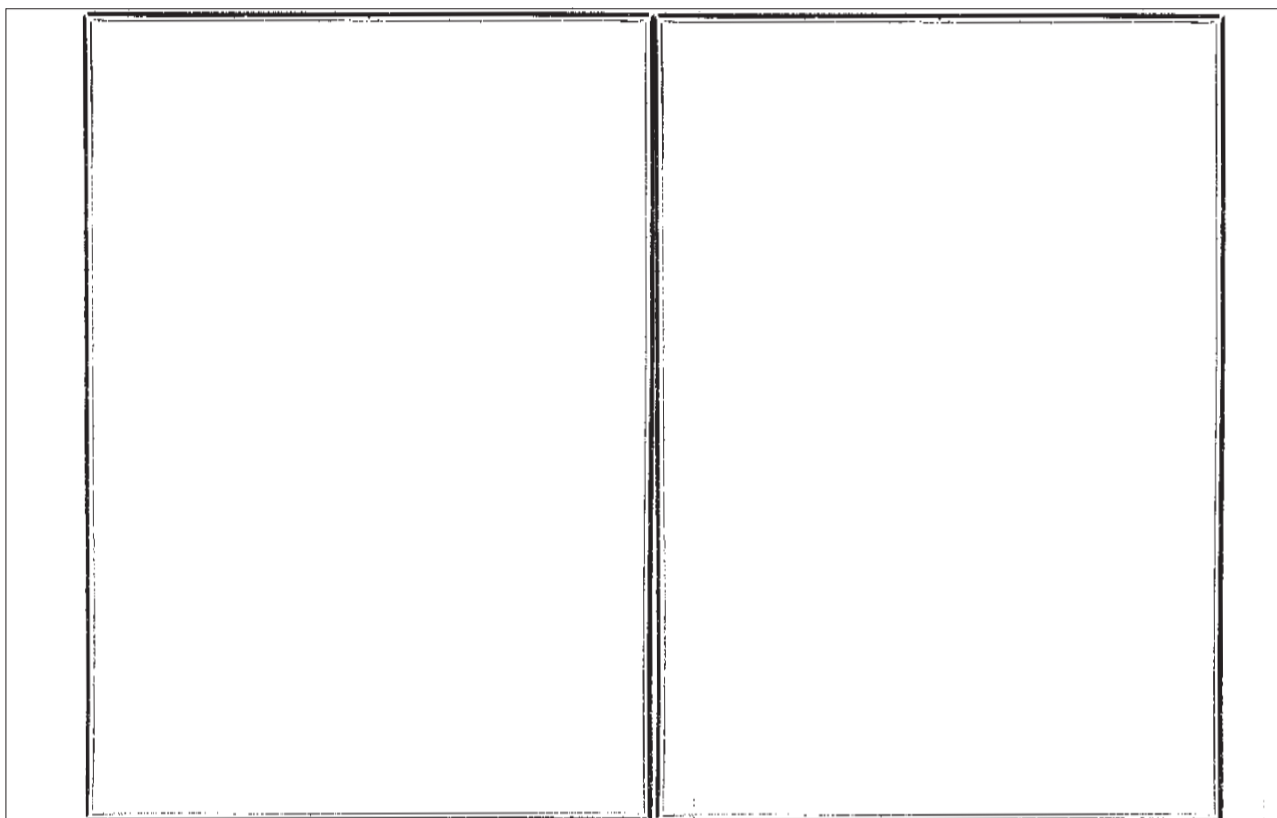
議 事 錄 目 次

第一、天津製氷冷蔵株式會社株式應募ノ件

三

第二、昭和四年度居留民團歲入出追加豫算

六



昭和四年第二十五次居留民會臨時會議事速記録

昭和四年十一月十二日於公會堂

議事日程

第一、天津製氷冷蔵株式會社應募ノ件

五十一名

- 出席議員 眞藤 吉田房次郎 川島 範 吉田 治四郎 足立 傳一郎 武田 守信 田中 鑄太郎 上野 壽 山田 榮治 太田 岩吉 五十嵐 重吉 小倉 章 大澤 大之助 吉田 久 清水 幸三郎 鷗田 小平治 田村 俊次 小倉 万治郎 郡 茂行 高瀬 潤 高橋 英之助 宮武 徳次郎 長谷川 義三郎 松尾 豊實 森 郁太郎 岡本 久雄 鹿田 多三郎 藤 田重直 野崎 誠近 白井 忠三 森川 照太 藤 田重直 瀧底 正敏 永宮 平吉 松田 開一 藤 田重直 佐々木 敏丸 遠山 猛雄 石川 通 鍛冶 靜一郎

(2)

- 砂田 實 吉野 久七 藤平 正男 植前 香 大田 万吉 牧 尚一 長瀬 安平 鹽谷 信治 小倉 知正 中村 鐵一 十名

出席行政委員

○會長 上野 壽 田村 俊次 岡本 久雄 大澤 大之助 藤田 語郎 田中 鑄太郎 白井 忠三 勝田 重直 松尾 豊實 遠山 猛雄

午後七時三十分開會

吉田議長着席(拍手)

○議長(吉田房次郎君) 只今から開會致します、只今迄の出席者は四十五名です、法定數に達して居りますから第二十五次臨時民會は成立致しました、一寸議員の移動に就て御報告申し上げます、民會議員の筒井精逸君が辭任されましたので高橋英之助君が補選として上任せられました、高橋君を御紹介致します、(拍手)今日の議事録署名者を指名致します、松田開一君、武田守信君の兩君にお願い致します、(拍手)恒例に依りまして總領事から招集の辭がありますから齊く御清聴あらんことを希望致します。

○岡本總領事 今晩は民會議員二十四名の方々から民團に於て天津製氷冷蔵株式會社の株式應募の件に關しまして臨時民會招集の御請求があつたのであります、夫れが大正十三年外務省令第九

(3)

號居留民團法施行規則第三十八條の第三項に依りまして、今夕茲に第二十五次居留民會臨時會を招集致した次第であります、就きまして諸君に於きましては私が前回にも申しました如く黨派的根生を去つて虚心坦懐に努めて公平なる立場に據られて右議題に就て審議されんことを私から更に希望して置きます、今日は別段其の他に申上げることはありませんから之で置きます。(拍手)

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは議事日程に入りまして一寸申上げて置きます、只今總領事の招集の辭にございまして如く小倉章君他二十三名から臨時民會の請求があつたのであります、其の爲に此の度の臨時民會は招集になつたのであります、就きましては小倉君外五名の賛成者がございまして民會に於ける議案が提出になりました、此の議案は既に皆様の所に御配布してございましてからこゝでは朗讀を省きます、夫れでは之から議事日程に入ります。

○小倉章君 登壇(拍手) 議事日程第一「天津製氷冷蔵株式會社株式應募ノ件」

本案は第二十四次臨時民會に於て建議案として提出せられましたものと略同一のものであり且今日に於て多少の日數を経て居りますから既に之に對する賛否の意見は各位の間に十分に構成されて居るものと存じます、從つて私が敢て多辯を提出の理由に費す必要はないものと思ひますが、只重要な財政、政治的に又功利的に此の必要は當然であるといふ簡單な理由を申述べて御賛同を仰ぎ度いと思ひます、其の前に一言申上げて置きますのは第二十四次臨時民會に於きまして此の案と略同一のものが建議案として出ました際は非常に唐突の間に起つたものでありまして十分に會社發起人側との折衝があらざりましたが、幸ひ日時も相當の餘裕がございましてしたので發起人諸君に對しましても私共が議案を提出するに就てお差支ないか何うかといふことも念の爲によく置して置きました、最初發起人は會社の事業の性質が如何の功利的意味が多いのでありますから成べく公の關係に於て此の會社の株を持つといふことは決して善むことでないといふ御意見を承つて置きましたから私としては非常な安心を以て本案を提出致しましたのでございまして。

擬て既に議論もあり且御研究もついて居ることでありましてから民團が此の製氷會社の株を持つといふことが當然であるといふことは私共提出者に於きましては甚だ簡單に考へられて居るのであります、何故ならば天津に於ける天然氷といふものが年々其の價が高くなる何故高くなるかといふことは市街の繁榮及郊外の發展といふ直接環境が自然に碎氷の場所及貯蔵の場所に不便を感じて來て漸次費用が重つて來て價が高くなる、併て昭和二年度の如きは御記憶に存して居ること、思ひますが、殆ど平常の三倍以上の價格を拂つて尙且少量のものしか配給を受けることが出来なかつた、其の年の如きは非常な急激の爲に氷の需要が多く、遂には病院では患者の用ひる氷すらも不自由を感じたといふ實に憂うべき状態にあつたが爲に時の民團當局は此の社會的現象に大に憂慮を用ひられて遂に昭和三年に於ては國營を以て天然氷の配給を行ひ、斯るが故に私共は比較的安い氷の配給を受けまして非常な感謝を寄つて居りました次第でございまして、更に民團當局に於ては承る所に依ると天然氷なるものが取扱の結果如何に非衛生でない不潔であるか居留民の保健衛生上守くないといふことを心付かれて又自然氷の貯氷及碎氷の不衛生な將來を察知してどうして人も人達をやらなければならぬ、夫れが爲に數回研究及討論を立てられ當に國營で此の事業を行はんと御御請になつたのであります、財政上の都合で之を實現することが出来なかつたといふやうな状況にあつたことも私共はよく承知致して居ります、斯くの如く重大なる性質を帯びた事

(5)

件でございまして、偶々岡本總領事御來任になつて、此の不潔、非衛生の現状に驚嘆せられ、英斷を以て茲に命令を發布して天然氷の使用配給を禁止するといふ御決斷に遭遇致しまして、尤も總領事の御希望を承ると團營にしたいといふ御趣意であつたさうでございまして、民團の財政が十數萬の團營費用を捻出することに困難を感じ、偶々篤志家が奮起して本事業の計畫を立てるといふことになつた、此のいきさつを考へると若しも民團に財政の餘裕があるならば其の餘力を以て本會社の株式を所有し此の事業の爲に資金の充實を助成するといふことは頗る至當なことであらうと思ひます、只今大休此の事業が成立の因縁に依つて民團に餘裕があれば持つたが宜しいといふことを申し上げましたが、更に此の會社の株式の性質を考へて見ますると公私又は國籍の區別に何等の制限を持つて居らないものであります、即ち全然機會均等に於ける株式でございまして、従つて此の公的性質の十分の目的を達成する爲には絶対に移動の恐れのない民團が株を出るだけ持つといふことは本來の目的を達成する上に必要な事と存じます、第三には如何に此の會社が公的の性質を帯びた事業を營むものにしてしましても會社自身は矢張り營利會社でございまして、従つて只今のやうな發起人諸君が若しも重役ならば心配もありませんが、株の移動乃至重役の如何に依つては相當利益の方面に目的が走りはしないかといふことも十分に考へなければならぬと思ひます、之に對しては利益本位でない公共團體が株を持つて、さうして一面に於ては會社の整實性を増し、一面に於て公的性質を十分に發越せしむるといふことは必要な事の一つであらうと思ひます。

更に純然たる産業の方面から考へて見ますると前日の如く天津に於ける市街の自然的環境の變化に依りまして天津氷の碎氷といふものは自然に市街を溢さかつて行はれるといふことになること

(6)

とは豫想するに十分であらうと思ひます、之が爲に氷を基礎として行はなければならぬ所の輸出入の産業が非常な不便を感ずるといふことも重要な考慮の點ではないかしらん即ち内地の如きに於きましては大抵の官廳及地方自治体は製氷會社に對して保護若しくは補助金を集めて此の事業の獎勵を圖つて居るといふ事實は賢明なる諸君の御熱意になつて居ることと思ひます、其の理由山那邊にありやと申しましたならば即ち興業に律ふ所の産業を發越せしめる、則ち多くは水産業でございまして、天津では冷蔵に關係ある商賣の消長は隨分民團當局としては考へて、此の事業の達成に對して相當の助力をする必要は當然の事と存じます、現で政治的に先づ私は考へます、此の事は民團がやつて差支ないものと思ひますけれども一休宜い事であつても無い事は無いので然らば民團には此の決議案の示すやうな二千株以上の株を持つだけの財政の餘裕が簡單に満足なる結果を得られことになるといふことは私は非常に喜ぶものであります、過日の行政委員會即ち本議案が臨時民團に提出せられるに對して若しも民團を通過した場合には如何いふ財源を以て之に應ずることが出来やうか、といふことに對する準備の行政委員會に於ける結果を承りました所が前年度繰越金として本年度の豫算に計上した所の金額は二萬七千七百餘であつたさうであります、然るに前年度の決算に於て十萬四千六百三十八兩九十四仙といふ繰越金を生じたのであります、従つて其の差額の七萬七千六百三十八兩九十四仙といふものは本年度の豫算遂行上に差當り關係がないものといふことになりました、従つて若しも民團が二千株以上の本會社の株式を所有することを必要なりとするならば直に此の繰越金の差額中より即ち豫算より増額したる分に於て餘に二千株以上の資金を支出しても當然本年の豫算遂行には差支ないといふ實に非常な

(7)

よき結果の御報告を得まして私共提案者は多大の感謝を持つて居るものであります、次に民團が一体斯ういふ營利會社の株を持つことが出来るものであるかどうか、大体に於て金もあり、持つた方が宜しいといふ理由も立つ、併し乍ら公理の上から見て絶対に持つことが出来ないのではないかといふやうな懸念も多少なくなつたやうな風に聞いて居りますので、私の差支ないといふ信する要點だけを申し上げたいと思ひます。

地方自治体たる公法人でございまして所謂國家の事務を分擔して居るものであります、従つて國家の行政機關であるといふことは申上げる迄もありません、此の公法人の中で一番大きな一番高いものは何だといふと謂ふ迄もなく國家其のものであります、所が現に我が國家の如きは多數の營利會社の株式を所有し且つ幾多の專賣事業を營み或は郵便電信等の事業即ち利益のある仕事を營んで居ります、近世國家の原則としては國家は營業の自由を許して居るといふことさへ申して居りますので、吾が民團に於きましても既に水道會社の株を持つて居るといふ歴史もありません、又近い例が青島の民團の如きは日支各團に依つて設立された所の青島製氷會社の株も持つて居ります、申上げる迄もありませんが、内地の地方自治体が特殊特權事業の株式を持つて居るといふやうなことは當に大阪市が五洲會社の株を持つて居るといふ許りではありませぬので多數の例がありますから私は之は當然差支ないものと思ひます、又水道會社の例は國際關係に於て特に民團の利益になるものでありますから已むを得ず持つたのだといふ説を立てる人があるかも知れませんが、假令如何なる理由に依りましても法規に據つて成立して居る地方自治体、公共團體が其の場合々々で法規を左右するものでありませぬので差支ないから應答したいといふことにして私

(8)

は明らかに持ち得るといふ自信を持つて居る。

次に法規上は差支ないといふことになりました、又金の餘裕があるといふことでありまして、夫れは非常に必要なことであるといふことでもありまして、其の出來上る所謂株を持つたといふ對照の會社其のもの、設立内容が頗る不完全なものでありまして非常に危険性を帯びたものであるならば之は又退いて考へなければならぬと思ひます、此の點に於ては恐らく此の案に反對の意見を持つて居られる方の大部分が私は此の點に主眼があらはれないかと思ひます、私は敢て會社の代辦を營むものであります、従つて廣告宣傳は致しませんけれども、一度民團に株を持つたしても持たした結果何うなるかといふことの考慮をめぐらすして斯くの如き重大事件を提出する程無責任破産取なものでございませぬ、従つて反對側の方が御考慮になり御心配になる以上には私は随分相當の色々調査をし、研究を致しました結果、先づ大体に於て私の心配した點も除去せられ相當の考慮と至善の手續を経たものであるといふことに結着致しましたので先づ信憑し得るといふ自信を以て本案を提出するに至つたのでございまして。

最後に一寸私は餘事ではあります、此の間新聞紙上に於て歐堂生といふペンネームの許に本案に對する反對の意見を堂々と熱心に主張せられ吾々民團議員に對して非常な參考になる材料を提供して下さいましたので此の爲に私は多少の知識も得ますと同時に又少しく簡單に此の事に就ての意見を申述べて此の境を下り度いと思ふ次第でございまして。

此の人の説は三日に亘つて非常に熱心に稱へられました、其の目的が何處にポイントがあるかといふことを考へました時に私は二つの重要な點を發見したのでございまして、則ち若しも民團が會社の株を持つといふことを主張することになれば、其の理由の一つには民團の利殖の爲に即ち

民團が儲ける為かもう一つは会社に都合があるといけなから其の不正を監督する為か斯ういふ二つの點が懸念の點と私は見做しました。然るに御説に依りますと營利法人といふものは營利を目的として居るものだから株式を持つても宜いが、公法人といふものは全く公益の立場にあるもので儲けるといふやうなことをしてはいけない、といふやうに説かれてございまして、此の點に依つて表しますれば其の通りでありますけれども恐らく之は、同氏は民法の第三十四條と第三十五條に依つて特に御指摘になつたものと思ひますが、よく考へて見ました所が法人といふものは私法人と公法人とございまして、私法人の中には營利法人と公益法人とございまして、營利法人が利益になるものならば何でもやつて宜いといふことは明らかでありますけれども、公益法人が利益になることをやつてはいけないといふことは極めて明瞭に規程してございまして、公法人が利益になることをやつていけないといふ程拘束せられるものでないと思ひます。但し公法人は公法人の組織其のもの、本体が公益が目的でありまして、其の事務が公益關係にあるものならば差支ないもので即ち夫れを自ら營業せらるるものと少しも差支ないので國家自体が之を行つて居るものでございまして、同氏は公益法人と公法人との區別を明らかにせず混淆されてお説を立てられたやうに存じますので、此の點御一考を煩はし度いと思ひます。隨つて之に依つて法規上民團は株を持ってないのだといふ御觀念の下にあられる諸君がございまして尙御一考をめぐらして頂き度いと思ひます。

でありまして敢て私共は決して監督するといふ言葉を用ひることがありまして夫れは不正があるからといふ恐れで以て監督といふ字を使ふのでなく、全く業務執行に十分干渉して目的を達成せしめたいといふことに他ならないのでありまして決して行政警察上の若しくは司法警察上の問題として何等混淆して居ないといふことを御察願ひ度いと思ひます。前日來申しました通りに既に本案と同質なものが先の第二十四次臨時民團に提出になつて相當論議し、更に新聞紙上に於ては懸念の如き篤志家から御指導を頂き、口數も其の間に餘裕があつたものでございまして、成るべく簡単に御討論の結果本案が満場一致を以て可決確定あらんことを衷心より當惑諸君全体にお願ひ申上げます。

○議長(吉田房次郎君) 只今議案に對して御質問がございまして何うか御質問を先になすつて下さい、夫れから御意見を述べ下さい。

○佐々木敏丸君 只今提案者の小倉さんから御説明がありましたが一才不審な点がございまして、先にお尋ね致します、萬一此の製氷会社が利益がないやうな今のお言葉でありましたが、實際利益がないのでありますか、利益があるのかどうか一つお尋ねしたいのですが、夫れから利益がないから誰も他に持ち手が無い、夫れで非常に困つて居るので救済の意味で民團を二千株以上持つていふ御意志なのかお承りしたい、もう一つ只今御有つたのは、若し之が日本以外に此の株が散らかつた場合に後で回収出来ない恐れがあるから民團でかためて持つた方が宜いのではないかと、いふやうな御説明がありましたか、或は公益上の見地から是非必要である、儲かつても儲からなくてもそんなものは問題でない、民團で二千株以上持つべきものであるといふ御意志

なのか、私の聞いて居る所では大體普通の株式であつたらば發起者賛成者で過半数を持つて後は大體應募に依つて居るやうに私は思つて居るのです、此の会社だけは特に發起人賛成者で割に満たない七百六十株をお持ちになつたのはどういふ講かといふことを發起者側にお尋ねすると、夫れは非常に有利な会社であるから皆にも持たせ度い、吾々が夫れを獨占することは甚だ不都合であるから持たないといふ御説のやうに聞いて居りますが、夫れ程有利な会社であるならば別に民團が補助金の意味で株を持たなければならぬ必要はないだらうと思ひますのであります、夫れから其の次に提案者にお尋ねしたいのは民團が此の会社の株を持たれば此の会社が成立しないのでありますか、或は民團が一株も持たないでも成立するものでありますか、何方なんぞせう、夫れを先づお伺ひしたいのですが、夫れに就ては何れ發起者側とお打合せがあつたものと思ふのであります、其の次にお尋ねしたいのは都合に依つて民團が株を持つとしたならば數を幾等迄持つたら宜いか参考迄にお尋ねしたいのは現在此の会社の應募状態は一体どんな状態になつて居りますか、支那人の申込數はどれ位申込んで居りますか、参考迄にお伺ひしたいのです、夫れから先月の十五日に第二十四次臨時民團の時に發起者側を代表されて居る田村さんのお話では近々館令が出るといふことを仰つたのであります、館令は何時頃出るものでありますかお伺ひしたい、夫れから大體此の問題は館令が主になつて居るものでありますから館令が出たら上で慎重審議したら如何かと思ひます、未だ出ん先にやんやん言つて見た所で私は何うも問題にならんやうに思ふのであります。

其の次に上野會長にお尋ね致しますが、何れ天然水を禁止するといふことは其の筋から御内報がお耳に入つて居るものと思ふのであります、其の時行政委員会で何れ會議が開かれて其の結果團營にするか或は民營にするかどうかといふ御相談があつたらうと思ひます、夫れから此の大問題を民團におかかけにならずに只々勝手に夫れをおやりになつたといふことを私は非常に不満に思ふのであります、其の邊何か事情があるのだと思ひますが其の事情が那邊にあるか會長にお伺ひしたい、私のお伺ひしたいのは其の五點であります、さうして非常に簡單であります、兎に角明快なる御返事を願ひ度いのであります。

○岡本總領事 今佐々木議員から館令の出る時機に關して御質問がございましたが、私の他は各答する人はいないと思ひます、夫れ迄に出ず積りであります。

○小倉章君 佐々木議員から十箇條の御質問が出ましたが、此の館令の問題は總領事よりお答がありましたし、事務の問題は會長からお答がございまして、第一に利益の有無に關する提案者の意見といふのであります、極く正直に申上げますれば私は利益があるか無いかを此處で保証することは出来ません、併し乍ら會社の目論見書を検討しまして私は若し豫想を許すならば保証は出来ませんけれども日本租界内に於ける需要を満した以外の數量に於ては相當の利益を擧げ得る會社と信じます、又日本租界に於ける氷の需要を満した以外に於ける冷蔵事業も漸次有望なものと思ひます。

第二の御質問でございますが、會社の成立が困難だから株を民團が持つといふのではないかと、いふ意味のやうにとられました、之は六の會社の株を民團が持たなければ成立するや否やといふのと同じやうに思ひますから、第二の質問である會社の成立が困難だから民團が株を持つてやるといふ意味か如何か、第六の民團が株を持たなければ會社が成立するや否や、此の問題は一つと思ひ

(13)

ますから一度にお答致します、之は目下公募中でありますから明らかに何れとも豫断を許しません、併し乍ら私の眞意は公募がよければ満株になる豫想が充分であつても民團は株を持つて貰ひ度いといふのであります。

夫れから第三番目に此の株は移動性があるか、夫れで民團が此の株を持つて居るといふことが會社の大目的の爲に非常に必要なことであらうか、兎に角株式を持たせる根本の理由がどうかといふこととて、私が申しました提案の理由、持つことの必要であるといふ條件は悉くが私には大切なこととて、之のみが大前提であるといふことは申しませんが、之も十分に吾々民團議員は考慮しなければならぬ必要はないかと信じて居ります。

夫れから第四に公益上の目的であるならば損しても構はないから持つといふことであるか何うかといふ御質問であると思ひましたが、私は民團に株を持つて貰ひ度い最も重要な點でございまして相違して必要なこととて、移動性といふ問題よりはより以上私は本質的に必要を持つたものとて思ひます、即ち既に只今總領事より御聲明がございました通り三月一日迄には館令を出すといふ御聲明があつたのでありますから、天然氷の使用配給禁止の館令が出ました時に、天津に於ける在留民の生活にどうしても夏季に於て欠くべからざる冷蔵米といふもの、供給は、若しも館令が出て天然氷を使へない時は何を以て之に當てますか、即ち此の會社に依つて製造せられる人造氷を以て當てるといふことを先づ第一に考へ結論が其處に到達しなければならぬのだと思ひます、従つて此の會社が成るべく安く居留民の生活の脅威とならんやうに出来るだけ人造氷としては廉價で供給することは非常な公益に關係のあるものでないかと思ひます、此の公益に關係のある會社の成立を十分に完全ならしめ一日も早く成立させて其の目的を達成せしめる

(14)

といふことに民團が助力することは非常に必要なことであつて、最も大膽に言つたらば斯くの如き國家の分身である地方自治体が、此の地域内に於ける住民の生活に極めて重要な關係を持つものゝ公的事務に對しては損をしても差支ないものと思つて居ります、従つて幾多の例がございしますが、願くは今日茲に私は主張する迄もございせんが、一般株式が或程度配當を受ける迄は民團は配當を中止しても差支ない迄の性質のものだと私は信じて居ります、之を以て第四のお答と致します、夫れから第五の發起人、普通の會社の創立に當つては半数以上も持つのが常態である、といふことを仰有りましたが、其の數の程度は私は解りませんが、少くとも最も多くの株式を發起人は持つて居ると思つて居りました、幸直に申上げますと恐らく佐々木君の心理状態と同じだらうと思ひます、併し乍ら私は發起人でありませぬから發起人の代辨はつとめませぬ、私も貴下と同じやうにもつと持つべきものだらうと思ひます、甚だ少いのは何だか非常に不安、貧弱を感じるやうな次第で(ヒヤ)私は其の點を佐々木君と御同感であります。

夫れから第七の應募状態如何といふことに就きましては、實は一應は民團に提出しますに就て知つて置かなければなりませんので、調べましたが、満株になつて居ないことは明かであり、既に満株になつて居りますならば報告致しますが、どの位既に應募があるかを尋ねましたのに、更に詳細な報告を承知したければ發起人からお聞きになると宜いと思ひますが、提案者としても必要と思ひましたから調べて見ましたが、約六七百程の應募があるやうに聞きました、其中既に証據金を拂つて申込んだのと、只豫約申込の區別がありますが、こまかい數は記憶して居りませんが、要するにどの位迄公募の豫想が出来、豫約があるかと聞いた時今は六七百だといふこととてあります、夫れは昨日でございました。

(15)

夫れから第八の問題は田村さんにお問ひになつたのですが、支那人の申込は三千近くだと思つて居りました、夫れで私のお答はつきたと思ひます。

○行政委員長(上野 壽君)
最前此の製氷の團營といふことをば行政委員会で相談したことがあるかといふお尋ねのやうでございまして、私が會長就任以來さういふことはありませんので最前小倉君から何か話があつたやうなお話を起しましたが、私が就任して以來はありませぬ。

○岡本總領事
私が初め天然氷を止めやうといふ考を起して夫れに代るのに安ん人造氷を供給しやうといふ考を起しまして第一に相談したのは松本理事であります、松本理事から到底民團の財政が今十萬歩といふ金を出さずに行かないといふお言葉がありましたので、私は夫れでは諦めやう、民團に此の人造氷の經營をして頂けば宜いが、遺憾乍ら止めざるを得ないと言つて止めたのであります、小倉君は多分其の點を言はれて居るのだと私は信じます、別に行政委員会で問題があつたのでなくは私に相談して居られる松本理事の言を信じて民團に相談したと申上げ、之は巷間に民團に相談したが財政上許さないといふことを傳へられて居るのだと思つて居ります、行政委員会の議にかけた譯ではありません。

○森川照太郎君
小倉君に取敢えず伺ひ度いことが一つありますが、移動性があるから民團に株を持つてといふ理由を詳細に承り度い。

○小倉君
従來の民團の慣習を伺ひますのに事が民團行政に觸れて外國人に關する場合は成るべく言論を自重して餘り大膽な發表をしないやうに聞いて居りましたが、又さういふ風に居りましたけれども、之は少し其の點に關係がありますし、議長に於ては私が此の點に大膽なる説明を試みることに差支を認めませんが、製氷會社の株に移動性を感じて居る、従つて移動性のない民團が株式を持つことは會社が實に於て必要があるといふことに於て私は株を持つ必要の一つの理由として申上げました、夫れに對して森川議員は夫れをもつて詳細に説明せよ、といふこととてございしましたが私は説明することは何でもありませんが遠慮するのが天津居留民團の慣例だと思つて憤しむり度いと思ひます。

○議長(吉田房次郎君)
公開の席でございましてから吾國國際に關係のある重大事を成るべく仰有らないやうに。

○森川照太郎君
説明をどんな重大な理由か知りませんが、國際上重大なる理由がありお答出来ないことならば、致方ありません。

○議長(吉田房次郎君)
私は私の旨意を申上げました、只今小倉君から質問がございましたが、國際間に關係である重大なことを言つてはいかないといふこととて貴下が御質問なさりたいなら秘密會をお起しになつたら如何ですか。

○森川照太郎君
夫迄ではありません。お話の中に移動性があるから會社が營利一方に走るやうなことがあつてはいけないといふやうな御説明があつたやうに聞いて居りますが、さうでありましたか然らば此の會社が營利一方に走るといふことを信じ得るならば、別に其の理由は成り立たないと思ひますが、之に就て過般の臨時民團に契約書案の出た時々は其の問題を研究する餘裕を持つて居らなかつたのであります、其の席上に於て色々の討論がされましたが、其の際に此の製氷冷蔵會社と民團との契約案は更に民團の議に附すべきものと私は確信して居りました、所

(16)

明を試みることに差支を認めませんが、製氷會社の株に移動性を感じて居る、従つて移動性のない民團が株式を持つことは會社が實に於て必要があるといふことに於て私は株を持つ必要の一つの理由として申上げました、夫れに對して森川議員は夫れをもつて詳細に説明せよ、といふこととてございしましたが私は説明することは何でもありませんが遠慮するのが天津居留民團の慣例だと思つて憤しむり度いと思ひます。

○議長(吉田房次郎君)
公開の席でございましてから吾國國際に關係のある重大事を成るべく仰有らないやうに。

○森川照太郎君
説明をどんな重大な理由か知りませんが、國際上重大なる理由がありお答出来ないことならば、致方ありません。

○議長(吉田房次郎君)
私は私の旨意を申上げました、只今小倉君から質問がございましたが、國際間に關係である重大なことを言つてはいかないといふこととて貴下が御質問なさりたいなら秘密會をお起しになつたら如何ですか。

○森川照太郎君
夫迄ではありません。お話の中に移動性があるから會社が營利一方に走るやうなことがあつてはいけないといふやうな御説明があつたやうに聞いて居りますが、さうでありましたか然らば此の會社が營利一方に走るといふことを信じ得るならば、別に其の理由は成り立たないと思ひますが、之に就て過般の臨時民團に契約書案の出た時々は其の問題を研究する餘裕を持つて居らなかつたのであります、其の席上に於て色々の討論がされましたが、其の際に此の製氷冷蔵會社と民團との契約案は更に民團の議に附すべきものと私は確信して居りました、所

が契約案は議に附せられずあの晩の決議に依つて行政委員会が任意に取計つて宜いといふ解釋が行はれるやうでありましたから、其の時私が若し此の會社が第一の會社にされる恐れがあるぢやないか、夫れを取締る方法を何うするかといふ、時に、夫れは監督官に於て相當の條項を加へて十分に取締るといふお話でありましたから私は其の事を信頼して強て契約案を民會の議に附する説を主張しなかつたのであります、此の會社は前刻御承知の方法に依つて創立され經營せられる、而して民團の補助の別形に於ける五分の三の電力を割引して賣つてやる會社でありまして、監督官が之を嚴重に利益に付て監督するものでありますから移動性がある爲に利益一方に走るといふ御懸念は全然ないものと思ひます。

○小倉章君 森川君にお答致します、先刻其の點に付て佐々木君からの御質問もありませんでしたが、移動性の問題は絶対的でない、寧ろ夫れよりは私は公益の方が主である、併し乍ら尙一層さういふ必要も認めますから確實ならしむる爲に矢張り此の點に懸念を持つ方が宜いといふ風に申上げました。

○森川照太郎君 夫れは承知して居りました、貴下の理山は之のみに限られる如く何つて承知して居りましたが、此の點は理山にならないといふことを指摘する積りを以てお尋ねしたのであります

○小倉章君 私は理山になると信じて申上げたのであります。

○行政委員(白井忠三君) もら少し質問をなさるだらうと思つて私は答へて居りましたが、質問が終るのでありますから私は最後の質問をさせて預き度いと思ひます、質問を致します前に五分許り質問でない、私一人の釋明をお許し願ひ度いのですが、夫れは質問をする上に必要であるからでございます、と申すことは他ではありませんが、世上に私が此の製氷會社の設立に反對して居るといふ風評が専らあるといふことを私は聞かされて居ります、之は此の公開の席上で申上げますから余然虚言であります、私は米會社の設立に決して反對して居りません何故此の點の釋明を必要とするかと申しますと、私が之から質問致しませうと思ひますことが反對を白井がしたい爲にあんな質問をしやがる、といふ風な誤解があつて私が折角お尋ねしたいと思ふことに正當な御答辯が得られませんでしたので此の點釋明致したいのであります、其の白井が製氷會社に反對して居るといふ尤もらしい理山の一に白井自ら行政委員会長の當時民團では製氷會社の事業を同業にせやうとしたではないか、にも拘らず此の製氷事業が出来上ると反對することは不都合だといふ風な意味から黨派的な感情を以て白井は製氷會社に反對して居るといふ流言があるといふことを非常な迷惑を以て聞いて居ります、先刻小倉君と佐々木君の質問應答の中にも民團の製氷事業の計画があるとありましたが、夫れに對して總領事から御答辯がありました、此の點に就て一應解釋を申上げたいと思ひます。

民團の計画と申すと大袈裟であります、私が會長と致しまして何ういふ計算になるかといふ意味に於きまして製氷事業の調査をしたのは一昨年の夏でございます、製氷事業を民團でやつて見たら何うかといふ考を起した動機は何であつたかと申しますと、御承知の如く白河のバンドが出来上りましたが、出来上ると聞くと聞くと泥濘の爲に河が詰つてしまつた、折角バンドが出来上がつても、船を着けるには先づ山口街の外の泥を浚はなければならぬ、泥を浚はなければ船を着けることが出来ん、といふことが當時起りました、其時議員席におつきになつて居る或方が熱心に泥を浚ふ計畫を立てました、其の浚つた泥を何處に捨てるかと申しますと、其の當時の事情

(18) (17)

は海光寺の向ふに幾つもある池を埋める、其の爲に泥を使ふといふ他に方法はないのであります、大沽迄持つて行つて捨てるには費用が掛りますので出来ません、手近な所に捨てなければ白河の泥濘を除くことが出来ぬ、出来なければ船をつけることが出来ぬ、といふ状態にあつたのであります、従つて其の泥の捨て場である池、即ち從來天然水を取つて居つた池が埋められてしまへば天然水の取り場が無くなる、といふ事が同時に惹き起るのであります、して見ると民團で配給して居る代りのものを何と考へなければならぬ、人造水を造るには一体どんな風な費用が掛つてどんな風な値段になるのか、といふことを幸ひに東京に行つた時に調べる方が宜からうと思つて行政委員諸君には別段お諮り致しませんで私と理事だけの考で調査に手をつけたのであります、固より衛生上の見地といふことがないとは云ひませんが、汚い水より綺麗な人造水になることは結構だと思ひましたが、衛生上不都合だから人造水に替へやうといふ理山で思ひついたのであります、主として天然水の取場がなくなつては困る、取場がなくなれば代りのものを考へなければならぬ、といふ理山から出したのだといふことを御承知願ひ度いのであります、従つて其の調査の標準は民團の配給致しす即ち日本人に配給致しす約年三噸といふことを標準と致しまして、一日の製造能力を約十噸といふ標準で調査したのであります、序でに簡單株式會社の取締役技師長をして居られる西原謙君日本に於ける製氷界の權威者であります、其の方に近づきを得ましてお尋ねに行つたのであります、所が十噸位の規模のものでは經濟的に出来ぬ、少くも二十噸、二十五噸位の規模の會社にしなければ算盤は取れません、之が第一のお答でありました、夫れから私は一体製氷會社を造るにはどの位の金が必要ものでせうか、例へ

ば紡績會社で一錠當り何圓で會社が出来るといふ風に一噸當りどの位の金があつたら製氷會社が出来ますかと尋ねました所が、日本であるならば一噸當り四五千圓あれば宜しい、但し五噸や十噸では困る、二十噸か二十五噸の能力のある會社ならば一噸當り四五千圓で出来るといふ話でありました、其の點は縱令十噸の會社が不經濟だとして四五千圓から六七千圓、八千圓掛るとしても七八萬圓で出来るのでありますから此の點に就て差程心配は致しませんでしたが、扱へた人造水が原價どの位につくものかをお尋ね致しましたので、所が東京で使つて居る人造水は一噸が八圓から十圓掛るといふ返事でありました、之は私が今晩茲に即成で申上げるのであります、當時私の調べた結果を自信を以て、天津に返事を来た手紙を持って来て居りますから此の席で遽かに作つてお話申上げるのでないといふことを重々御承知願ひ度いと思ひます、今申します一噸八圓乃至十圓の値段を十噸に換算致しますと、三錢五厘七毛から四錢四厘六毛といふことに成ります、して見ると天然水を十噸一錢か一錢二厘のものを使つて居るのに斯ういふものに替へやうといふことは非常に無理だ、先づ値段に非常な差があるといふことを私は臆驚をつきました、夫れから製氷に必要なコンデンサーの水が一晝夜約五千石要るといふことを聞きました、二十五噸の製氷には約五千噸のコンデンサー、詰り機械を冷却する水が必要である、御承知の方も多いと思ひますが、民團發電所が夏になりまして向ふ側の池の水をコンデンサーに使つて居ります、水の温度が上がる爲に冷却用水としては能率が上がらないことに心配して居る最中でありまして、共處へ此の製氷事業を始め更に五千噸からの水を使ふこと何うしても出来ぬことであると考へましたので、先づ以てコンデンサー用の水を得るべく堀抜井戸を掘つて見やう、偶々製氷會社に必要な許りでありません、水道を圍營にするに試験的に一本掘つて見やうでないかといふ説

(20) (19)

(21)

が行政委員諸君の中にあつた際でありましたから、彌波井戸を掘つて見て、其の結果を持つて製氷事業の計画を進めたら宜からうと思つて居つたのであります、之も色々の事情から現在發起人のお考とは稍々趣が違ふかも知れませんが、固より綺麗な氷を使ひたいといふことでもありますし、又段々池が埋つて行つて遠方になりますと矢張り高い氷を使はなければならぬといふことも考へて天然氷に代る人造氷の事業を民間がやらなければならぬでないかとも考へたのであります、即ち私はどの點から考へても製氷會社を此處に計畫することに對しては斷じて反對の意見を持つて居りません、非常に賛成であります、只併し、非常に公衆衛生上良いことであつても經濟といふことを固より考へなければなりません、私が東京で調べて八圓から十圓掛ると聞いてギヤパンと考へたと同じやうに經濟といふことを離れて只公衆衛生といふことだけで此の問題の可否を決することは出来ないと諸君も充分御諒解のことと思ひます、經濟上に算盤が取れなければ此の仕事は民間でやらうといふ計畫は到底出来ぬ私も當時民營でやらうといふ考は頭からありません、團營でやらなければならぬだらうといふ考を持つて居りました、斯ういふことでございませぬ、團營でも私が之から論じやうと思ひますことを、私が此の事業に黨派的の考を以て發起人の誰方かに對する反感から反對をする、此の仕事にケチをつけやうとするといふ風なお考を何うか取り去つて私が此の事業を眞面目に考へ、民間が株を持つといふことに對しては始めから正否の意見をくだしません、充分に研究して持つべきものは喜んで賛成します、持つべからざるものは持つべからざる議論を充分致し度いと思ひます、斯ういふ風にお互が先刻總領事の云はれる通り全く白紙で極めて公明な態度で議論致し度い、といふ立場に居ります、只私は茲に發起人諸君に豫め御諒解を得て置きたいことは、私自身先刻申しました、財的關係か

(22)

ら私は株を持つ考を持つて居りません、又持つて居りましたも私から各位に此の點を入つて御質問申上げるとは私一個であつたら甚だ非禮で、甚だ申譯ない立場でありますけれども、併し今晩議題にある所の民間に於て二千株以上を所有せよといふ議案を訂致します場合に於ては私は自分が株を持つといふことよりも、重く責任を感じまして、即ち五千の日本人と三萬の在留民、此の三萬五千人を代表して居る吾々民會議員は之等の人に代つて民間が株を持つて持たないかをきめるのでありますから自分のふところの金で持つ以上は重大な責任を感じて、會社の内容に就ては十二分に研究して十二分に得心が行つた上でなければ賛成か不賛成かはつきり言ふものでない、といふ立場から相當に立入つて御質問申上げるといふことを何うか豫め御諒解を得て置きたいのであります。

然らば御質問申上げます、第一の條項は何であるかと申しますと、資本金の關係であります、會社の目論見書は私一昨々日傳を以て拜見致しました、前に行政委員會に出たのを拜見致しましたが、最近最も新しい決定をなすつた分を拜見したのでございませぬ、夫れに依つて見ますと、固より資本金の中に運轉資金といふものも一萬何千非ありませぬが、極めて大ざつぱに決定致しまして二十五噸の製造能力のある會社の資本金二拾萬非、一噸當り八千非の額定になつて居ります金の相場に直すと六千六百圓、此の中から融通資金、運轉資金を除けばもう少し減りますが、大体さういふことになつて居ります、夫れから其の中で建物の費用を除きまして金の額定に屬すべき機械の總額を計算して見ますと約十二萬圓程になつて居るやうに拜見致します、即ち此の會社の資本金は一噸當り約金の六千五百圓、此の中に機械の費用が四千七百圓見當るものであるといふことが表はれて居るのであります、私が先刻申上げますやうに一昨年ではありま

(23)

すが、私が東京へ行つて調べた時、一切合切つくるめて、土地は別であります、土地は借地する場合があります、田舎の極く安い土地もありますが、建物を含めてどの位要るかといふ質問に對して一噸當り四五千圓で出来るといふお答を得たのであります、決して此の會社の計画が杜撰だといふことを摘て申上げるのはありませんよ、斯くも私が一昨年聞いたのと此の會社の計劃とは極分開きがあるといふことを持てよく御諒解なさることと思ひます、又建物は一体どの位要るのだと聞いた時、一噸當りの氷を冬に拵へて夏分の餘分の貯水も加へて約二百五十坪の建物に居りますから東京で聞いたのより百坪程多い、之も資本金の積る一つの原因であります、東京では約四五千圓で製氷會社が出来て、此の中二百五十坪の建物が要るといふ計算から申せば一噸二百圓は極く安くも掛ります、五萬圓の建築として、十二萬圓に見ても七八萬圓は二十五噸の機械代として即ち一噸當り二千七百圓から三千二百圓は掛るといふことになるのであります、現在會社の四千七百圓の目論見から見れば四五割の差があるものであります、之は併し色々の意味があるのに違ひないと思ひます、だから私はお尋ね申上げたのですが、資本金に關する條項としてお尋ね申上げるとは二點であります、大連とか、青島とか此の附近の製氷會社で一噸當りの資本金がどの位に居るかといふことをお調べになりませんか、若しお調べになりなつて居るのだつたら夫れを伺ふと非常に吾々の参考になることが多いと思ひます、お調べがないならば強て此處で申上げてお尋ね申上げても仕方がありません、併し製粉會社、紡績會社の計劃とか事業に就て、滿洲の何處の製粉會社が一袋の生産に何ほどの資本が掛つた紡績會社の一錠に付て、どの位掛つたといふことを調べて居るが資本家の例でありますから若しお調べになつたものがあるならば伺ひ度いと思ひます、夫れから機械に就て、何ういふ機械を御註文になつて居るのでありますか、私の聞く所ではヨークといふ製氷機械が世界で最も能率の宜い機械といふことを聞いて居ります、何ういふ機械を御註文になつたか知りませんが、恐らく機械は餘程優秀なものを用ひになつたのだと思ひます、優秀なものだから之だけの高いものであるけれども斯ういふ二流三流の機械を使へば一噸當り二千非か三千非位で出来るのだといふ研究があるのではたら例を示して御説明すれば大變吾々として参考になると思ふのであります。

(24)

第二にお尋ね申上げたいことは生産費のことです、先刻申しましたやうに私が本業で聞いたのは一噸に八圓から十圓掛ると聞いて居りますが、現在の目論見書を拜見致しますと、一切の支出は重役の手當から何迄一切込めて三萬七千二百非から配達費七千五百非を引きますと、賣上の六千五百四十圓で割つて見ますと、四非五十四仙位で氷が出来ることになつて居ります、又東京の話の差があります、或は電力が非常に高いかも知れませんが、又人夫の賃銀も高いであります、勞銀の差といふことはありませぬ、併し電力の如きは水力電氣を使へば一錢か二錢にも足りない動力を各所で使つて居るといふことは皆御承知だらうと思ひます、私の調べも夫程精密ではありませんので何にも腹案のないことではあります、又々そんなに安く出来るものか非難するのではありませんが、私の聞いて来た八圓乃至十圓といふのと、此の目論見書の四非五十四仙の間には餘り開きがありますので、就きましては生産費に關しても、只今資本の方でお伺ひしましたやうに、大連の製氷會社が一噸三圓位で出来て居るとか、五圓位で出来て居るとか、といふ風なお調べがあらば伺へれば私の疑念が晴れるのでありますからお伺ひ致すのであります、同時に大連、青島の會社で使つて居る電力が一キロワット幾等であるかといふことも聞かせて頂ければ

大變不安を除けるのであります、同時に天津でも華蒙とカワトソンとか極めて小さな規模ではありませうが、製氷會社もあることであるから此の調べるべきところをなすのでしたら参考に向ひ度いと思ひます。

孰れにしても卒直に申上げると餘りに安くありはしないか、御遠算があまりはしないかと思ふのですが、夫れは心配ない、斯ういふ成算があるといふことであらば四萬五千四百仙といふ算出の資料をお持ちであつたら夫れを提出して御説明願ひ度いと思ひます、斯ういふことは私が決して意地悪とか何とかいふ風に考へて頂かないで、既に發起人もお聞きでせうが、世間では非常に高い機械を他處の見積りのつかない中に買つてしまつたとか色々なことを言つて居ります、之を解かせる上にも私の質問に明快にお答になれば世間の噂も消えるのであります、材料があるならば即座にお答願ひ度いし、其處になくてもお家にあるならば御答辯の時間は遅くも構ひませんからお取寄になつてお答出来るものならお答願ひ度い。

次にお尋ね致し度いことは數の問題ですが、六千五百四十噸の中、五千五百噸を日本租界に配り後は外國租界に千四百噸お賣りになる計算になつて居ります、之は非常に難しい問題だと思ひますが、恰度一昨日上野會長から民間調査課で調べたといふことを伺ひました、夫れから會社がお出しになつて居る傳單といふものがありますが、之は無論會社がお出しになつたのですが、取引に關する傳單が出て居ります、あれを見ても警察と民間の調査では、大量に出ます料理屋、宿屋か支那人が百六十四軒あるといふことになつて居ります、調査課の調べに依つて概算しますと、何うしても四千噸近く使ふやうに勘定したのであります、其他日本人の家庭用に三千噸程需要もある、支那人の公館等も日本租界にありませうから之も派から使ふに違ひない、確考へ合せます

(26)

と五千五百噸の勘定が少し多過ぎはしないかと思つて居ります、五千五百噸を日本人に何千噸支那人に何千噸、其の中でも家庭用として少く使ふものは何軒あるか、多く使ふものは何軒あるといふ豫算をお持ちになつて居ることと思ひますから其の豫算も一應御返事願ひ度いと思ひます二つありますから長くなりますから先此御返事を伺ひ度いと思ひます、之は提案者にお尋ねするのが本筋であらうと思ひますが、提案者が色々御研究になつて居ると仰つても斯ういふ點御研究になつて居ないと思ひますので何うぞ發起人の方からお答へ願ひます。

○行政委員(田村俊次君)

白井君の御質問は私も別に黨派的觀念を以てお尋ねになつて居りません、實際公益本位にして内容を知り度い、誠に御尤もなことと思ひます、私も責任を以てお答へ致します、今御質問の製氷の噸當り凡そ幾らの相場であるか、白井君は内地で四五千圓といふことをお聞きになつたさうですが、吾々此の計畫を立てます前に之も内地夫れから夫れ、滿洲各所方々を回らせて得ました所の情報は噸當り内地に於きましては八千圓乃至一萬圓である、夫れは白井君の調べられたのとは基本が少し違ひますが、詰り土地を買ひまして、建物を新築しまして、機械を買入れたら、さうして其の噸當りの勘定が金の八千圓乃至一萬圓ださうであります、夫れから尙或方面から來ました情報に依ると日東製氷は噸當り五千圓といふことであり、何故さういふ風な差があるかといふことを更に調べて見ました所が、日東製氷は最初何十箇所の製氷會社を殆ど半額位で買収しまして非常に安く買入れた、其の全工場を合せました平均率が噸當り五千圓になり、詰り一つの例外であります、其處で私は先づ五千圓と踏みまして、さらば今吾々が發起しやうとする計畫しやうとする製氷會社は噸當り五千圓の資本があつたらば出来るのだといふ

(27)

其の時に概念を得たのであります、夫れから段々計畫を進めまして先づ出来上りました、専門家の計畫設計を受取りまして私は無論素人でありませうから色々と機械無識に研究しましてさうして坪五十坪で買ふとして冷蔵庫にせんとするあの建物は大方舊いのでございませう、あれも新築することに致しまして、之を坪四十坪で出来るとして夫れから今度買はんとする機械を入れて、さうして其の絶縁装置から内部の造作を完全にやるとして其處で二十五噸の製氷能力を擧げるとするならば噸當りどの位になるだらうといふことを勘定したのであります、さうした所が、今度此の會社でやりますのは二十五噸は製氷でありまして、十八噸が冷蔵であります、合計四十三噸の能力があるのでございませう、四十三噸の能力を擧げます製氷力の夫れに必要な只今申上げた總ての價格を噸當りにしますと五千九百拾拾といふ數が出たのであります、其處で内地では噸當り金の五千圓である、此處の土地では五千九百拾拾である、弗と金の差はありますが餘り大した差額はない、夫れであるならば今迄専門家に聞いた設計見積り、機械の代金はさう高いものでないといふ確信を得たのであります、夫れから機械の式であります、日本で使つて居ります機械はヨークビルター、ホルクス、夫れからハウ等色々な機械がありまして、一番ヨークが有名であるが一番古い型であります、ヨークは昔は非常に流行致しまして各所で使ひました、殆どヨーク一人舞台であつた時代があります、所が段々新しい改善された色々な機械が入つて参りましてさうしてヨークは三噸即ち五噸以下の製氷には大變に便利である、併し乍ら十噸、二十噸以上の製氷ならば彼のビルターとかホルクスの方が便利であるといふ所から近頃では餘り此のヨークは日本でも何處でも使はないのであります、其處で私が註文しました其の先は木下は、冷蔵

(28)

製氷機械の据付總て其の方を専門に幼少の時からやつて居りまして、殆ど現今に於きまして、農林省當りでも既に一定の信用を得て居ります、立派な専門家であります、其の人の意見を聞きますと、色々と言ふヨークは之である、ヨークの長所は斯うである、短所は斯うである、ビルターホルクスも無論立派な機械である、併し乍ら私は、といふのは木下は、凡て夫れ等の機械をいぢつて居つた経験はあるが、近頃では「ハウ」といふ亞米利加から來て居るものが最新式の機械であつて、能率もよし、非常に便宜な機械である、さうして價も比較的低廉である、だから私は近頃では色々な御註文も受けるが、何時も特別の指名でなければ「ハウ」を御周旋する、既に各地に於て二百何箇所の据付もやつて其の成績は充分上つて居る、といふ權威ある専門家の實際に於て、現在に於ての経験の意見を聞きまして私に之を信じまして此の「ハウ」といふものを木下商店に頼んだのであります、其の「ハウ」を使ひまして、只今申上げた噸當り五千噸になるのであります、内地の標準とは決して高いことではないのだといふ確信を得たのであります、夫れから今迄あります他の製氷機械に比較致しまして、低壓と高壓が、コンプレッサーを入れず時「ハウ」は何時も平均した速度で後で以て中に入る、其の點が「ハウ」の長所である、他の機械は低壓と高壓が何うしてもむらに入らぬ「ハウ」は夫れが平等に入るので大變便宜といふ長所があります、尙動力が今迄の他の機械に比較致しまして噸當り先づ普通三百馬力の動力が原則でありますけれども「ハウ」は二百二十馬力即ち約普通のものに較べますと四十三噸の動力を使ひますのに「ハウ」の方ですと二百二十馬力で済むといふハウは動力の節約の出来る機械ださうであります、さういふやうな長所がありますので恐ります爲に他の見積を取りまして所謂競争購買とい

ふやうなことを避けまして、獨斷を以て此の「ハウ」といふのを註文したのであります、私は夫れだけお答へ致します、生産率は勝田君から。

○行政委員(勝田重直君)

生産費に就て白井氏から説明を求められた結果、只今茲にお答へ致します、資下の申される通り一噸當りの値段は間違ございません、矢張り私共も四弗五十四仙八厘といふ計算が立つて居ります、其の計算の出所は先づ電力料、水道料、夫れに目論見に掲げてあります所の凡ての経費が含まれる譯であります、先づ一噸製氷するに要します、馬力は三馬力見當であります、夫れで一キロワット二仙と致しまして二十四時間の總数は金額に致しますと一弗七仙四厘二毛といふ計算になります、夫れで今度は一噸に就て水が二百九十四ガロン、要ります、勿論之は二割増加してあります、眞實に要する水は之から二割減りなのです、千ガロン八十四仙といふ法規の規定から計算致しまして約二十四仙七厘掛ります、夫れで電力料と水代の合計が一弗三十二仙強になります、さうして他の経費の總計でございますが、全部の總計が二萬四千二百円でございます、一年三百日算用でございます、三百に割つて見ますと一日八十円と六拾六仙強といふものが出ます、さうして一日二十五噸の製造でありますから一噸に就ては三弗二十二仙七厘といふものになります、三弗二十二仙七厘は前の電力料、夫れから水道使用料を合計致しましたもの、即ち四弗五十四仙八厘といふのが一噸當りの原價につく、といふ計算をして居ります、さうして之に不安を感じないといふ點に就きましては電力料が安くなったといふ點も勿論含まれて居りますが、他の土地と比較して安いといふ點にもあります、職工の賃銀に於きましては大きな差のあるものと考へます、一々數字に依つて計算して居りませんが先づ此の計算の根據を分けると思はれます、

(29)

(30)

振合、詰り消極的の振合を幾ら計算して見た所で仕方のないものでないかと考へられます、けれども信任を得る爲には十分調査もして見なければならぬかも知れませんが、先づ此の計算に信任を置くことが出来れば假令東京で製出する一噸の値段が八圓乃至十圓といふ経費が掛るに拘らず斯ういふ餘りに安い計算が出る、といふことは何か其處に缺陷か、計算洩れでもあるのでないかといふ疑を起させるものとして、一面何等か不安を感じざるやうなことにならないとも限りませんが、併し私共の計算は十分之で間違のないものとして計算して居ります、さうして考へて見ますと先づ職工の賃銀に於て多大の相違がある、内地に於きましては、製氷職工が一人一圓六十銭掛りますが、當地に於きましては先づ四、五十仙で足りるものと思ひます、茲に多大の開きもありまして差程不安を感じないで済むだらうと思ひます、配給に付ては最も正確な計算を發表しと云はれても實は數字的には合はないことは先づ明らかでございます、それから其の點は後必お断りして置きますが、先づ日本租界内の總需要数が今迄の天然氷の取扱ひに徴しまして十萬個を見れば間違のない數字でございます、夫れは租界内の配給になつて居るものが、配給より貯藏して居るものが四萬三千個でございます、さうして後支那人方面に向きますのが其の餘の個數になる譯でございます、確實な推定數量は先づ十萬個と見て差支ありません、開きがありましたも此の上二萬個とは出ないといふ計算であります、此の計算に誤らなければ今十萬個は一個八十斤と見て差支ないと思ひますから、さうして八十斤は約百磅といふ計算よりしますならば需要数が十萬個ですと一千萬磅、即ち四千四百六十三噸であります、さうして製氷會社が一年三百日の算用日數と致しまして勿論之は急ぎます時には三百六十五日迄出れる譯ありますが、此の間に機械の手入等見積りまして三百日と致しまして、二割減るものとして計算致しますと、六千

五百四十噸でございます、之は目論見書にも出て居りますから此の差は、詰り四千四百六十三噸と六千五百四十噸との差額を外國租界に販賣し得るものになります、夫れで、其の全需要數量は何うして善々推定したか、之は勿論租界内に戸數がどの位あるか、四千八百戸現在ではあります人口がどの位あるか、三萬五千と先づ見積りまして、此の中で最大需要者たる旅館、飯店、肉屋、食料品店等總數百六十八個あります、其の中主なる店舖三十一戸に就きまして、正確な需要數量を調査致しました、さう致しますと、旅館、飯店十五戸の平均が七百塊、夫れから肉屋の二十六戸の平均需要數百塊であります、鮮果店が百八戸、平均需要數が二戸約四百塊と算定することが出来、此の算定は非常に多く見て間違のない所を出さうと焦つた關係上、此の能力を以てすれば租界内の需要を満たすといふことは何ら御懸念がなくて済むかと思ひます。

○行政委員(白井忠三君)

私のお尋ねの仕方悪かつたと思ひますが、お尋ねの要點に觸れないのは却て時間が長くなつて大變皆さんに恐縮致しますが、私は今田村君からの御答辯に依つて非常な發見を致しました同時に會社としては私のやうな誤解を起す人も澤山ある點でありますから、此の目論見書の上記其の點を十分御説明の必要があつたと思ひます、二十五噸製氷會社(冷蔵庫付)設立目論見書となつて居る、お話を伺ふと四十三噸の製氷力ある機械を買ふのだといふのです、其次に二十五噸製氷機及基礎工事費一切八萬一千圓、冷蔵庫百八十一立方坪冷却装置経緯工事一切三萬七千餘圓、之れだけで十八噸製氷力があるといふことは解らないことになり、冷蔵庫は百八十一坪の中に入つて居りますか。

(31)

(32)

○行政委員(白井忠三君) 製氷機は。

冷蔵庫のコンプレッサーです、製氷機は出て居りません。

○行政委員(田村俊次君)

解りました、製造高五千五百噸の中、支那人で大量に使ふものが二千噸、三千噸、日本人の家庭にかつといふことをお尋ねしたのであります、後から機會があつたら何うか。

○行政委員(勝田重直君)

では今一寸、支那人の多く用ひます店舗、夫等に要しますのが六萬九千六百個、之を噸に換算しますと三千七百噸でございます、之に加へますに租界局貯氷數量四萬三千個、之を噸に換算しますと、千九百六十四噸になります。

○行政委員(白井忠三君)

解りました、後は支那人の細いのでせう。

○行政委員(勝田重直君) さうです。

○行政委員(白井忠三君) 夫れでは後もう二つだけお尋ね申し上げますが、お尋ね申上げる要點は後で書いて差上げますから其の御返事をお願い致します、お尋ね致します第一は、大量需要者に割引する御計劃の内容に就てお尋ね申上げたいのです、皆さん御承知の如く人造氷は誠に結構だが、高いのを買ふのは困る、といふ者は支那人と言はず、日本人と言はずあるのであります、先達この民會に於て此

(34)

らん分に對しては錢を拂はなければならぬから之が二仙程つく、諸君の使ふ八仙の水が斯ういふのを決定すると一つの塊が十五仙につく、斯ういふ傳單の説明になつて居ります、米會社の御説明に依りまして、千個使ふ時は、米を前金で八百使ふものは千二百仙になるのだといふ理窟になるのですが、八仙は十五仙になりますから即ち千二百仙を一年に負荷して居るのだといふことになり、所が會社の人造米は二割程天然米より滑けるのが悪いといふこと、千個使ふ千個要するものならば八百個で済むといふ手取早い話があるのですが、千九百六拾五個になり、千九百六拾五個の定價から三割引いたものは幾らになるかと測定致しますと、千九百六拾五個になり、千九百六拾五個で済んで居つた算盤から測定致しますと、千九百六拾五個になり、千九百六拾五個の言ふ通り運搬費や何かを加へたものとして計算すれば千二百仙といふのですから七百六拾五個高くなり、私が先刻米五千五百噸を何處と何處と何處と何處と配給することを考へたのは、大れを算出しますに凡そ千塊以上使ふ家が何軒位になるかといふことを知りたかつたのであります、私が民間調査課で調べたものを土台として見當をつけまして、約六百噸程であつたと思ひます、六百噸に對しては三割の割引をしますから之に對する割引料は千四百いくらといふことになり、更に一割五分引、五百個以上使ふといふ方のものであります、即ち恰度千個の半分、千個に四百使ふ人であり、其の人は一割五分しか引いて貰へない爲に從來四百使ふで済んで居つたものは一千九百九拾五個はなければならぬことになり、一寸三倍程になります、之は會社の言ふ通り一個八仙ではあるけれども後から利息やら色々なもの加はるから十五仙になるのだといふ計算を基礎にすれば七百五拾五個程になります、から結局四百四拾五個程高くなるのですが、兎に角斯ういふ計算が出るのであります、此の分の數量が矢張り民間の調査課の調べを基礎として行

(33)

の點に付て田村君から色々實際的な御説明がありました、私等も算盤の上で片方は百斤いくら、人造米は百斤からないといふ計算には大變差があつたやうに考へましたが、田村君の誠に實際的の御説明で即ち一方は三十斤計りのもの、一方人造米は十封度で一日計りから一箇月家庭では一五五十仙と二五五十仙の五、六十仙の差で此の綺麗な米が使へるといふ御説明は誠に實際的の御説明と思ひます、此の點は十分信用申上げることが出来ると思ひます、從つて家庭用の米が幾らか高いと言つても衛生的にも十分の自覺ある日本人に對しては決して無理なことではないと思ひます、併し大量の支那人に對する分は會社としては最も慎重にお考へにならなければ非常な苦情が起る譯だと思ひます、其處で先達つて田村君から難方か御質問に對しては、さういふ澤山使ふ者に對しては三割位引く積りといふお話をあつたことを覚えて居りますが、最近先刻お話しした傳單をお配りになつて居りますが、夫れで見ますと一年間に一つの塊が三十斤位の塊を千個使ふ家に對しては三割引する、同じやうに塊を一年中に五百個使ふ者には一割五分引する、五百個以上使ふ者は一割五分、千個以上使ふ人には三割引、といふ傳單が出て居りますが、之に對しては如何いふ程度の需要があるかといふことを調べて見たのであります、實際の計算は會社が斯ういふ割合になるぞといふ傳單を基礎として私は計算して見たのであります、先づ一年に千個以上使ふといふ家を、極く平たい言葉で申しますと年八百使ふ人は三割引して貰へるといふことになり、さうすると年八百使ふ所は一つの塊が八仙といふ標準になつて居ります、所が會社の御説明に依りましてと成程米屋に先渡すものは八仙だらうけれども、別に運搬費が二仙掛る、米屋から取寄せるのに二仙程掛る、一年程前金で渡すから利息が又一仙程、米が滑ける爲に損をするのが約一仙程になる、夫れから契約をしても引取らん分が出る、引取

(36)

御計算になつて居るものは一年に二千二百仙しかありません、「右ノ内減價販賣=依ル收入減」となつて居りますが、定價の噸七五八拾四仙の三割引といふことを標準と致しますと、一噸二五拾仙引くことになり、千塊の使用者が千噸あればそれで貳千三百五拾五となつて、それでは外の者に割引が出来ないで困るから先づ三割引のものはないとして、一割五分の割引を全部にするに假定して計算して見ますと、一噸七五仙引くことになり、千噸から約千八百噸分といふ數字になりますのであります、二千二百仙といふのが間違ないといふこと、斯ういふ計算が總數千八百噸ですから七五仙迄は割引して貰へるが、後の八十噸は割引して貰へないといふことが出て来るのであります、總數千八百噸が千二百仙といふ計算が、千以上使ふ所は相當あると思ひます、此割引の方法に依りまして、千個の恩典に預るものは極めて少いといふ結果になりますので、何うしても二千二百仙といふ計算の數は何かの誤りがあるのではないかと、私が調べ上げた所に依りまして、どうしても千噸以上使ふものに對する割引料は二千四百仙以上、五百噸以上は二千九百仙以上、合計五千四百仙からの割引料を計算しなければ傳單通りに割引を實行することは出来ないといふ私は數字を持つて居ります、詳しいことは一々申上げませんが、此の數字は間違ないものであります、其處で二千二百仙といふ數字が五千四百仙になると三千何百仙かの差です、會社の全体の計算に相違ないかも知れませんが、前刻申上げましたやうに割引されない分に就ては此のまゝでは済まん、もう一つ考へて割引してやらなければならぬものといふ私の主張の通りになるとすれば、會社の収益計算に非常な異動が生じて來ます、其處で私が假りに三割割引されるもの、一割五分割引されるもの、全然割引されないもの、此の三通りに分

(35)

きますと、約千六百噸あるのであります、此の割引料が千八百仙程要ります、三割引くもの、割引が、千四百仙、一割五分引のものは千八百仙、此の合計は三千いくらになるのであります、何故斯ういふことを調べたかといふと、後から申上げますが、茲に考へなければならぬことは四百仙以下即ち年に三百仙位使ふ、二百五拾五仙位使ふ人があるかも知れません、之等の人は割引して貰ふことが出来ない規則になつて居ります、之は如何なものかと思ふのであります、其の五百仙以上の人だどだけ高くなるかと申しますと、結局八拾五仙に居つた人は三百六拾五仙掛る、四倍四分強の米代を拂はなければならぬことになり、此の割引計算の方から見たと致し、二倍七分の負擔が殖えることになり、此の割引計算の方から見た數字であります、もう一つ、つづいて、勝田君の調べと私の調べは一致して居りますが、私が調べたのは支那人の大量需要者の百六拾八噸の全体に對して約三千噸使ふといふ計算を私も出した、其の三千噸の中で割引して貰ふ人が半數強、六割一寸でありまして、後は割引を全然しなくて貰へない人になるのであります、商賣用に米を使つて居る人達に不満が起らないであらうか、私は相當噴ましい非難が起らないかと思ふのであります、餘談でありますけれども、之を妨がんに爲に支那人を煽動して反對させて居るといふ相當非難の聲を聞きましたが、夫れをしますかしませんかに拘らず、支那人は金といふことに對して鋭敏であります、八拾五仙で居つたものが三百仙掛るといふことに對しては私共の煽動といふことなしに必らず騒ぐだらうと思ひます、會社當局者として十分御考慮を拂はなければ此の會社の發達の妨げにならないかと思はれるのであります、數字を上げて何故お尋ねするかと申しますと、目論見書の中に割引の爲に於ける金として

(37)

けて従來の天然米を使ふのと會社の人造米を使ふのとだけだけ負擔の差が起るか否かを見て見ました所が、一年一萬二千弗、三千噸に對して違が出るといふ計算を出して居ります、一寸細かに申上げますと、三割割引される人が千三百六十噸で済んだものが、千三百六十噸、一割五分引の者が千六百噸で済んで居つたものが一萬七千噸、其他割引されないものが千三百噸で済んで居つたものが四千二百噸出さなければならぬ、之を通過して一萬二千噸の負擔がふれるといふことになり、之は日本人に全然關係のない支那人だけですが、之を支那人に強いものでは必ず支那人はぶつ／＼言ふのだからと思ひます、ぶつ／＼言ふ奴は押さへつけるといふ議論は彼にしまして、會社は本計畫にございまして通り行くと、どうしても此の上の考慮を拂はなければならぬだらうと思ひます、會社の趣意書には、天然米と人造米は價格上大差ない、と聲明してありますが、三倍になつたり二倍になつたりすると聲明のことであり、私には其合が悪いのでありまして、どうしても少し考へなければならぬ、さうしますと、假りに一萬二千弗殖えて居る、二千弗我漫して一萬弗割引してやるといふことになり、先刻の三千弗と一萬弗、合計一萬三千弗を此の會社の收支豫算から差引いたら會社が配當するものはなくなつてしまふといふ結論になるのであります、其處で二千噸の割引は三割割引が何噸ですか、一割五分引が何噸ですか、私の計算と會社の計算との位の開きがあるかを伺ひ度いと思つて居ります。

○永安平吉君 天然米の場合三千噸使ふ人を賣下はいくらに御計算になつて居りますか。

○行政委員(白井忠三君)

○清水幸三郎君 賣下の一萬二千噸は千二百噸の差になります。

○行政委員(白井忠三君)

(38)

此方が違つて居れば人造米も違つて居ります、調べは同じ單位にして居りますから、私が一萬噸といふのと千噸といふのに差があれば何方も違つて居りますから同じ事です。

○永安平吉君 例へば千噸に就て八十噸のものを賣下が八百噸になると言つたら大變な違ひ。

○行政委員(白井忠三君)

術が違つて居るかも知れませんが、天然米が違つて居れば人造米も違つて居るので、今言ふやうに割引されないものに對して割引せんで宜いかといふ質問に影響ありません、其の次は運賃のことです、會社の目論見書を見致しますと、日本租界配運費が五千五百噸分で七千五百噸になつて居りますが、噸に對して、今のやうな位どりを間違へないやうに申上げますが、一噸三十何仙になると思ひます、傳單の方を見致しますと運賃百噸のものが一個二仙となつて居りますが、百噸二仙とすると、一噸四十四仙八厘になるのだらうと思ひます、一噸三十仙と四十何仙では大分違があるやうですが、之は何か計算の間違でございませうか伺ひ度いと思ひます、割引に對してお尋ねしたことは二千噸の割引料が目論見書に出て居りますが、三割引は何程です、一割五分引は何程でありますか、此の二口以外に割引をお考へにならなくても宜いでせうか、此の事は値段に關する點の御質問であります、夫れから運賃に關する御質問は算出の方法を伺ひたい斯ういふ譯であります。

○行政委員(勝田重直君)

お答へ致します、五百個内外のものは九割ございまして、數量は百噸と見まして四十四萬五千噸と見ます、之を百噸三十五仙の定價を以て配給致しますとしまして、一千五百五十七噸五十仙になります、之の一割五分が二百三十三噸六十二仙五厘になります、千塊以上の需要

(39)

が十二軒あります、此の數量が百六十三萬噸であります、百噸三十五仙と致しまして、五千七百五噸、之が三割は一千七百一十一噸五十仙となり、以上合計しますと割引に依る收入減が一千九百四十五噸五厘となり、尙需増加に具へる爲に約三千噸の需要者を餘分に見積つて居ります、此の割引料子が二百餘噸と致しますれば、以上二千噸、之が收入減の計算であります、此の他に割引する必要があるか何うか、といふ點に付ては營業の部類に屬することなので、後に重役になられる方が其の事をよく考へて會社が餘り損害にならない程度に極めて低率なる米を配給しやうといふ主義に悖らないやうに努める筈になつて居ります、夫れから運賃のことは、只今傳單にある値段と目論見書にあるのと混淆されて白井さんの御質問でしたが、あれは全く此の目論見に依る計算とあの傳單に現はれた所の配運料なるものは全然趣意が違つて居ります、傳單に現はれたのは天津に於ける約百噸に近い八十斤位の米の塊りを契約して置きました、吾々が茲で會社に於て配給しやうといふ數字とは其處に差が生じて來る譯なのでございまして、一方は天津中に於ける支那人が水を契約します時に運びます一塊の運賃であり、目論見とは全然趣意が違つて居ります。

○行政委員(白井忠三君)

解りましたが其の趣意は違ふのでせうが、餘り差があるものでせう少し天然水の運賃が高つくつてないかといふことでお尋ねしたので、實際二仙です。

○行政委員(勝田重直君)

慣習が二仙といふことであり、確實な統計を取つて見ての計算ではありませんが、大抵二

(40)

仙といふ通り相場になつて居るやうでございます。

○行政委員(白井忠三君)

解りました、二千噸の内譯を伺ひましたが、要するに五千五百噸の米の賣上は會社の御計算に依ると四萬三千二百噸になつて居ります、三割引のものと一割五分引かれるものも兼ねて兎に角四萬三千二百噸の中割引されるものが二千噸しかないのですから割引される數が非常に少いといふことが之で解るのであります、詰り割引されるものが百分の五にしか當つて居らないのであります、さう考へて宜いでせうか。

○行政委員(田村俊次君)

其の通りです。

○森川照太郎君 議長にお願があります、今晩は未だ質問者が三人しかありません先刻質問から討論に移るやうに御注意がありました、甚だ重大な議案と思ひますから何うかゆつくり質問し、ゆつくり討論するやうに議長お取締りを希望して置きます、(登壇)提案者にお尋ね致しますが、先刻日本政府は營利會社の株を所有して居る、政府の延長たる民間が營利會社の株を所有することとは差支ない、法理上の理由と云ふのを述べられましたが、日本政府が營利會社の株式を所有して居るか何うか伺ひ度いと思ひます、或は私の間違かも知れませんが、日本が營利會社の株式を所有する例があるといふやうな御説明がありました、私は實際何等の知識を持つて居りませんが、製米會社、製米事業といふものが、單純な營利會社である以上は別に地方團體が保護獎勵を加へるべき必要がないだらう、只私の想像であります、或地方、或府縣等に於て特別に製米事業の

存在を必要とするやうな事情のある所があるのか、例へば水産業を盛にして居る府縣のやうな所に於ては魚の冷蔵用に澤山の氷が必要、といふやうな特殊の事情のある府縣に於ては或は獎勵して居るかも知れませんが、併し乍ら元來即ち天津の如く水産業が兎に角發達して居つて多數の製氷需要があるといふやうな場所でない府縣に於ては、尙公衆衛生上欠くべからざる事柄を擧げてありますが、右の如き理由に基いて株式所有の實例ありや其の點何ひ度、此の點餘引のやうであります、先づ提案者に何つて置きます、夫れから提案者が民間株式を所持する理由は「本議案提出者は人造氷ノ配給ヲ以テ衛生上欠ク可カラサルモノト認メ目下株式公衆中ノ天津製氷冷蔵株式會社ノ株式ヲ本民間ニ於テ可及的多數應募シ之ヲ經營ニ參加シ以テ公益上ノ目的ヲ達成スルコトニ努ムヘキモノト信ス」といふのであります、私は先づ第一に何ひ度か、人造氷の配給が「衛生上欠く可からざるもの」といふ理由の根本の説明を提案者から一言も承らなかつたのであります、故に何故人造氷が衛生上欠く可からざるものと認められたか、此の根本の理由を一言も述べられなかつたといふことは提案者の態度として甚だ遺憾に存じます、私は何故人造氷の配給を以て衛生上欠く可からざるものでないといふ斷定をするかと申しますと、今日迄吾々は御承知の通り天然氷を使つて參つたものであります、安い天然氷を使つて天然が自然に吾々に與へて呉れたものを使つて來て吾々衛生上だけだけ被害を蒙つたのであります、天津に傳染病が多い、疫病が多い、といふやうな統計の数字が現れて居りましたら或は此の結論も尤もであります、若しくは權威ある醫學者が天然氷を使用することの爲に天津に之の疫病、傳染病がはやるといふ斷定を下したならば吾々夫れに従つてより他ありません、併し乍ら前の臨時議會に於ても、世間

に於ても何人も吾々に同つて天津の傳染病は天然氷に依つて生じたものであるといふ實例は一回も聞かれないのであります、のみならず専門家が斯ういふ斷定をしたことが一寸も統計に出て居りません、事實に於て疫病患者数は他の地方に比して私は少いと思ひます、假令其の数字が凡そ他の地方と同じと致しました所で天津のやうな、日本租界は殊に支那街に接近して居りまして不衛生極まる支那人と直接して居るのであります、さうして吾々は吾々の人口の數倍、十何倍の支那人に混つて居りまして共同生活をして居るに拘らず日本租界内に疫病が非常にはやつたといふ例は殆どないのであります、年に依つて或ははやつて居りますが、斯くの如く不潔な支那人の間に混つて居る割に疫病患者が多く出ないのであります、之は諸君がよくお認めになる事實だと思ひます、のみならず吾々の生活に於て例へば便所の設備の如きは、あの汚い苦力が糞尿をいちつた手を以てハンドルを持ちます、少くとも吾々の考へませんと部分かは彼等の手に握られたるものであります、英租界の如きは水流通の便所の必要を稱へて之を實行したに拘らず、日本租界に於ては未だに此の非衛生極まる便所を有して居るに拘らず、何故に此の水のみを非衛生といふのである、其の間の理論が私には解り兼ねます、のみならず、此の天然氷が事實上非衛生なる事實を立證して居ないのみならず、假令に之を非衛生なものであると致しても吾々は冷蔵庫内に天然氷を置き置きます故に氷に食物を接觸させて置かないのであります、私は醫學者でありませんから、此の天然氷が果して何ういふ理由があるのか解りませぬけれども、實際使用上吾々は便所の設備の不十分なのに比べたら天然氷を使つて居るといふことがそんなに非衛生とは思ひません、若し高等なる生活をなさる人が、之を御覽になつたら汚い水なるが故に斯ういふ感じをお持ちになるかも知れません、之は感じ過ぎません、實際實例に依つて之が非衛生とい

ふ立証は權威ある形式方法に於て未だ一つも証されて居ない、従つて若しも「衛生上欠く可からざる」といふことを斷定せられる以上は、此の點に就て提案者は吾々に満足させるだけの權威ある説明をされる義務があると思ひます、此の點充分に御説明願ひ度いと思ひます、第一には此の提案は「本民間ハ目下公衆中ノ天津製氷冷蔵株式會社ノ株式募集ニ應ジ之ヲ株式貳千株以上ヲ申込ムコト」といふ議案でありまして、其の理由の中には「可及的多數應募シ之ヲ經營ニ參加シ」とあります、「二千株以上申込ム」のでは上に制限がありません、若し此の議案が無制限に持つて居ないと思ひます、二千株以上では、いくらを限度とするのやら一向標準が解らないで説明を見るに及ぶだけ多數應募すと書いてあります、吾々が民間議員と致しまして居る留民を代表して斯ういふ問題を審議するに當りまして斯くの如き曖昧な数字を以て此の問題に對する賛否を決することは不可能であります、故に幾何が限度であるのやら少くとも何等か此の二千株以上と算定すべき数字を明示されたい限りは此の議案の取扱上都合が悪いと思ひます、最低限度二千株、最大限度が示してないから之を推定する事が出来ない爲に吾々は此の眞定標準を確める義務があると思ひます、之を確める必要があると思ひます、前回は監督の目的といふことを甚だ高調されましたが、今回は監督云々が一言も書いてない、提案者よりも夫れに關する御説明もありません、今回天津民間が其の株を持つといふことに付て監督云々といふことは全然一擲されてしまつたものか、兎に角若し監督しやうといふやうなお考があるならば二千株若しくはどの位の數か解り兼ねますので議論が進められませんか二千株以上何株持つて監督しやうといふ考があるか、監督する意思なしといふことであれば問題ではございませんけれども、若しあるならば夫れに對するお考を承り度い、要するに二千株以上の株を持つといふ、このまゝ通過されたならば二萬株持たれても致し方ないのであります、まあ株を無條件で持ちますか何うか、監督の意思ありや否やを伺ひ度いと思ひます、尙提案者でなく發起者に對して伺ひ度いことあります、冷蔵の利益といふことが目論見書に擧げられて居りますが、一萬八千弗とか書いてあつたやうに思ひますが私は素人で氷屋でありませぬからと解りませんが、漠然として何やら一萬八千弗といふ利益が二十五噸の製氷機を持つて居る會社は擧げ得ないといふやうな疑を持つて居る所でありました所が牛肉の冷蔵をする積りである、然るに牛肉の輸出は地方政府が禁止して居る所でありました所が私が不思議に思ひました所が、遠からず解禁にならないといふことを伺ひました、所が私が聞いて見ましたら遠からず解禁にならないといふ話でありました、更に人をやつて見た所が多分解禁になりさうにない、詳しい事情はよく覚えて居りませんが、目下の所では解禁は前途甚だ遠いやうに確實な人から伺ひました、牛肉の輸出解禁が遠いことであれば此の数字に非常な違算が出来るかと思ひますが、要するに牛肉の冷蔵利益であるや否や、牛肉の冷蔵の利益額を豫算して居るならば、其の額はどれ位ですか伺ひ度い。

(45)

「つちやいけない」之は私が説明するだけ森川君を侮辱するやうなものだと思ひます、(森川君、
「説明して頂きたい」若し御承知なければ感づいても其の例がございませう(例へば特殊銀行或は特
殊會社、名を申すだけ野暮でございませう(森川君、普通銀行會社でありませう)私は特殊會社
と申して居ります、其の次に國家の身分たる自治体が權利に關する株を持つて宜いか悪いかに
ふ法理上の根據があるか何うかといふお話でございませう(森川君「さういふことは賢ひませ
んが」言ひませんか、夫れでは取消します、其の次に第二の御質問が地方の公共團體が補助又は保
護に當つて居る實例を示せといふことでありましたが私は多數の實例を持つて居りませぬ、併し
一二のものを持つて居ります、其の前に私が一寸お伺ひしたいのは非常に森川氏の御質問に依つ
て私の申上げることにて於て缺點があつたことを補填されたのを非常に喜ぶものであります、即ち
森川氏は或地方に於て特に其の地方にある産業の必要な場合に、一例を挙げたならば水産の如き
今の特種のある地方に於ては補助して居るだらう、私は其の例を挙げたのでございませぬ、
所が夫れは成程水産事業は日本租界に起つて居りませぬけれども製氷即ち氷といふものを基礎に
する所の産業といふものゝ必要に於ては實用冷蔵事業と思ひますが如何でございませぬ、さういふ
冷蔵の必要ある品物の取扱でございませぬ、實下は牛肉の點だけお示しになりましたが、牛肉も或
例へば生果や色々の品物に於て冷蔵の必要があるかも知れませんが、牛肉の事は先づ別に致しませぬ
ので、さういふ特殊な事情がある場合に自治体が之を援助するが宜いといふ森川君の御提議があ
りましたから其の點は大變安心致しました(森川君「違ひませぬ」)其の次に議案が休を爲さんとい
ふことは、甚だ之は御明文家からお叱りを受けて私は慙愧に堪へませぬ、其の休議を爲さん中の

(46)

一つである「人造氷の配給が日本租界に於ける衛生施設上必要である」といふことは何故言へる
か、自分は其の反對だ、必要がない、斯ういふことを御斷言になりましたが、私は天然氷が配給
使用せられる時代に於ては絶對的に必要なくべからざるものとも思ひませぬ、併し乍ら只今のや
うな天然氷では随分危険でありまして、何とか改良の餘地がなければならぬ、即ち内地に於て
御承知でございませぬが、内地では冷やし氷といふものは、まあ食用水といふものを別に居
るやうに私は記憶致します、例へば魚類等の冷蔵をするにも所に依ると非常な制限をして、さう
してどんな天然氷でも使用して構はないといふことはございませぬ、何でさうなるのかといふこ
とを、さういふ方面に知識ある人に聞いて見ましたならば、例へば氷が溶けた時には其の影響が
魚類に及ぼす、腐敗を早くする、傳染病の媒介になるといふことは明らかで内地の地方官憲に於
ては嚴重に取締つて居ります、明治三十四年に發布された「氷、雪業取締規則」のあるのを御存
知でございませぬが、私は不幸にして今迄知りませんでしたけれども、數日前圖書館で提案する
に就て及ばず下ら研究を進めなければならぬので其の時に發見した次第でありまして、餘り
色々なものゝ混入して居る成分の悪いものは禁止するやうになつて居るやうに拜見致しました、
況んや天津居留民団で公益の爲だと云つて只經濟上の見地から配給して居る氷の如き日本租界全
体の溝泥の流れし其の先の氷を取つて塵芥を集めて捨てた其の中に貯藏して置くやうな可笑しな
置似はして居るので、定めし總領事も其の點にお氣がつかれて十分な御決心をされたものと
私は信じます、此の人造氷が必要なく可からざるものといふことは衛生上の見地から及天津に於
ける氣候の關係から何うしても夏期は冷やし氷を以て食物の貯藏をしなければならぬ、此の點
に於きましては只今森川君の御注意がありました通り實際氷を飲食物に接觸しなければ夫れで宜

(47)

いぢやないか、確かに其の通りであります、多くの人が其の積りで居りませうけれども不幸にし
て之を取扱はしめる所のボーイ等は其の精神を以て夫れを扱ふや否や、又其の間に適ちがないと
も言へないといふやうな點も出来て來ます、又氷の中に微菌が居ないのだと思つて居りますが、
専門家から聞いて見れば相當微菌が棲息する却て水中より永く棲息する(ノー)といふこと
であります、私共腸氣なものも懷然として胸に粟を生ずる譯でございませぬ、實際當地の如き事
情に於ては自然冷蔵用としても必要であり、衛生上どうしても必要である、此の禁止館令を出す
以上は、衛生施設上缺く可からざるものと斷言して差支ないものと思ひます、夫れから外國人は
吾々よりも文化が進んで居るものと森川君は居られて居ります、私もさう見て居りますが、外國
人が禁止しないのに日本人だけ禁止するのは少し過まつて居りませぬかといふ風に伺ひました
(森川君「さう言ひませぬ」)さういふ風に聽きました、實例として御所の話もありました、日本
租界に衛生施設を完全ならしめるには人造氷が出来たら用が済んだといふのであります、日本
費下の仰る通りには未だ随分日子があるのであります、先づ第一歩から進めて行くが宜しい、
其の時に於て外國人がやらないから日本人がやるといふのは餘計なことといふお話のやうであ
りましたけれども、(森川君「さういふお話、間違ひ」)夫れなら取消します、其の點に就て意見が
ありますけれども、取消しませぬ、夫れから天然氷を使へなくしたは此處に居られる岡本總領
事だらうと思ひます、天然氷で澤山だ、人造氷は要らないといふことは、總領事に向つて禁止令
發布の停止を御請願になつたら宜からうと思ひます、夫れから御尤もに伺ひましたのは第四の決
議案の文句の中に「二千株以上」といふ字があつて上の方の制限がないといふ御難詰がございま
したが、御尤もな話で、實は澤山持つて貰ひ度いが併し乍ら民團の財政の許す範圍内といふのが

(48)

之は常識で判斷しての制限であります、既に貴下の腦中には其の事が十分に解つて居られるので
文章の缺陥をついたおひやかしになる程の意味だらうと思ひます、何故さういふ最少限度二千株
としたかといふと、即ち民團の前年度繰越金が七萬七千の増加がありますから之でやつて頂き度
い、夫れも勝手に餘計申込む譯に行きませぬので、先づ最少限度二千株といふ氣持を持つて、最
大限度は自然財政の都合に依つて制限されるものといふことを記憶致しまして、先刻提案の理由
の説明の中に財政に餘力があるといふことを御説明致したのでありますから之を御考察願ひ度
と思ひます、夫れから第五には前同様に「監督」の文字があつたが、今度は監督の文字が抜けてし
まつて居るが、都合が悪いので済したか何うかといふお尋ねでございませぬが、決してさうでござ
いませぬ、無意味に二千株を民團が放り出して放つて置くといふやうな意味で提案者は提議した
のであります、即ち民團に於ては當然之を持つて可決致しますが、其の實行に當るものは
行政委員諸君であります、行政委員諸君の中には相當賢明な人もありますので之を如何にした
目的を達し得るかといふことに就ては法律上又民團の利益上適當な處置を取られるといふこと信
じて居りますが故に之以上の條件を附さなかつたのであります。
○行政委員(田村俊次君)
一寸森川君に聞きますが、今貴下が天然氷に餘り害がない、害のあつた例を知らないと言はれた
が、未だ夫れを信じて居られますか。
○森川照太郎君 無論信じて居ります。
○行政委員(田村俊次君)
時間の關係で此處で申せといふのなら言ひますが、實下も何うか一つの新聞を持つて居るのです

から、餘りに今の貴下のお説は無知識極まるのだから何時か機会があつたら私からお話致しまし
 う、皆さんは御承知だらうと思ひます。

○森川照太君 權威ある學者の意見を伺ひ度いと思ひます。

○行政委員(田村俊次君)

今の點に於ては此の席に於ては權威ある學者と自信致します、何故私が斯ういふことを言ふかと
 申しますと、何時か貴下の新聞に此の天然氷に害がない、非衛生でないといふことが書いてあり
 ましたから、夫れの誤解をとく爲に又一般市民の公衆衛生の爲に少々の時間を頂戴致し度いと思
 ひます。

○森川照太君 私は小倉君にお尋ね致します、私は先刻「特殊會社」と言ひません、「醫利會社」の株
 を所有した例ありや」と申上げました、之を特別指摘して置きます、夫れから私がお願ひしたの
 は田村君の意見を聞かうといふやうなことはお願ひ致しません、權威ある醫學者の説が伺ひ度い
 民國が自分等の方針を決する上に於てなれば仕方ありませんけれども、醫師界に於ける田村君
 の知識を下にして其の方針をきめることは……。

○議長(吉田房次郎君)
 御注意致します、人身攻撃に亙るのよくないと思ひます。

○森川照太君 私は無知識極まるの、しられたこともなく……。

○議長(吉田房次郎君)
 少し慎重にやつたら何うですか、貴下の言葉がさういふ人の非に當るやうに思ふことは紳士的に
 ○森川照太君 私に御注意なされるのは不公平です、田村君も。

○議長(吉田房次郎君)
 毎日出ます、一應御注意致します。

○森川照太君 權威ある醫學者でないといふも田村君を非難するとは斷じて思ひません、從
 つて提案者に伺ひましたのは衛生上いけなしい、之が疫病の基になるといふやうな何等か權威ある
 學者の説を承知して居るや否や、若しくは斯ういふ経路に依つて生じた傳染病の統計圖ありや
 否や、といふことを提案者に伺つたのであります、然るに之を御返事ごさいせよ、衛生上
 缺く可からざるものと確定されるには何か根據がなければなりません、從つて私は更に小倉君に
 重ねてお尋ねする、さういふものがあるなら夫れを伺ひ度い、私は不幸にして今日迄自分の承知
 する範圍内にはないで、民會議員諸君又は發起人各位に於て天然氷を採掘して居る爲に斯ういふ
 病氣が出たといふ例は或は一二はあるかも知れませんが、之を以て天然氷を採掘するに足る程
 の多數の患者を招致したる實例ありや更にお尋ね致します、(拍手)私は或府縣に於て
 保護獎勵を加へるのも産業上の理由があるのでないかといふ想像論を先刻申上げましたが、其の
 意味は言葉を変へて申しますと、私の申上げたことは衛生上の理由に依つて天然氷を禁止し人送
 氷を使つて居る例は日本には澤山あると思ひます、併し乍ら天津の如き土地柄に於て産業上の理
 由なしに衛生上の見地ののみよりしては私は此の天然氷を禁止することを當を得て居ないといふこ
 とを確信して居ります、先刻何府縣に言はないかといふ御注意がございましたが、私は總領
 事には示談であります、反對だといふことを中止せ、其の理由を申上げたこととごさい、

不辛にして總領事は今日も其の決意を翻しません、此の議論に於て、館令を批判するやうな
 態度にならないやうに私は自分の意見の與ふ限り總領事にお話したことは二回ございすから此

の點申上げて置き度いと思ひます、夫れから未だございす、氷の中に細菌が餘計あるといふや
 うなお話でしたが、私の聞く所では無論細菌の種類に依りませうけれども、如何なる悪性の傳染
 病菌も十五、六週間存在して居ることはない、田村君ではございせんが、他の開業醫に聞き
 ました、夫れで私の考では斯ういふことを十分信するに足る意見なり統計なり示されざる限りは
 其處に大なる議論に正しからざるものと思ひます、之を確定しない迄は斯くの如きあや
 ふやな意見を以て衛生上缺く可からざるといふ、其の點をあやしまします、況んや夫れを以て民國
 の施設方針を決する大切な事を論ずるに餘りに曖昧過ぎるに於ては、説くやあやふいふことを今でも信
 じて居ります、夫れから提案者に申上げます、私が提案者が体爲を為さないといふことを申上げた
 のは他の點に於て申上げたのでありません、二千株以上といふやうな曖昧な數字では提案者が体爲
 を為さないといふことを申上げたので其の點より體爲を為さないといふことを申上げたのであります
 夫れは貴下の御答辯を伺つた上で又お話しします、「二千株以上」では上が無制限である、貴下が仰
 有る如く前年度の過剰金を以て之に充當する項だから前年の胸に開いて見れば解るだらうといふ
 お話でありましたが、然らば例へば多少修正を加へまして、前年度剩餘金の許す範圍内に於て、
 といふ算定の標準を申上げたのは夫れであります、凡そどの位といふ概念を與へずして二千株以
 上、といふ無限大の根拠を持つた議案を確定せしめやうといふことは決して休を爲して居りませ
 ん、算定の標準もなし、夫れでお前の胸で解つて居るだらうといふ議論をされるといふことは甚
 だ不行届のやうな氣持が致します、餘り之は不行届過ぎる、更にもう一つ申上げたのは前回
 には三分の一といふことでしたが三分の一は三千三百株です、今回は二千株以上です、貴下の先
 刻私に對する答辯が本當なりとすれば、七萬五千株あれば三千株迄持るといふことの変形に過
 ぎないといふことが言へるのであります、同じものを求めて形を變へたのであります、私から之
 を見ると甚だ身勝手な提案のやうに見えます、故に算定の根拠を確かめることが必要であります、
 以上つづめて申しますと、衛生上必要なりといふ權威ある説明が出来るや否や、夫れから株の數
 を算定する根拠を明らかに答願ひします。

○山田榮治君 提案者に代りまして私からお答申上げます、第一に國家が醫利會社の株を持つて居
 るか何うかといふことに對しましては先程提案者から特殊會社の株を持つて居るといふ答辯に對
 して特殊會社でないといふことであります、もう少し具体的に夫れを御説明申上げますと國
 家が東託の株……。

○森川照太君 解ります。

○山田榮治君 夫れは醫利會社でございます。

○森川照太君 所謂特殊會社。
 貴下は公益法人と醫利法人の區別がついて居らないかと思ひます、地方團體が株を持つて
 居るといふことは、各會社が公債を所有し又特殊の株を持つて居ることとあります。

第三に衛生上缺く可からざる……といふ御質問であります、其の中の第三條に
 「氷、雪製氷規則」が發布されてあります、其の中の第三條に
 第三條、氷雪ノ融解水ハ無色透明ニシテ臭味ナク反來雜物アルモ價廉ヲ過クルヘカラス氷雪融解
 水ノ百萬分中格魯量ハ二分、硝酸量ハ一分、安母尼量ハ〇、五分、過磷酸加留酸消費量ハ
 三分、亞硝酸ハ痕跡ヲ過クベカラズ

之は天然氷を溶かしたもので中に之以上あつてはならないといふのであります、第五條には第五條 飲食用ノ氷雪ヲ請買スル營業者ハ飲食用ノ目的ヲ以テストニ拘ラス第三條ノ規定ニ適合セサル氷雪ヲ販賣シ又ハ貯藏スルコトヲ得ス

第九條

第五條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス
斯ういふ内務省令が出て居るのであります、此の第三條にある含有物以上あれば非衛生なものであるといふことは充分証明出来るのであります、之は標識ある學者の指へられた統計であらうと思ひます、従つて内地の方で取締りをして居る所があるであらうかといふことではあります、内地は全部之に依つて各府縣地方長官が禁止して居るので、此處の地方長官の職を執行される總領事がこの省令に依つて禁止令を發布されるといふことは何等支ないものであらうと思ひます、尙之が差支あるかないか、今になつて禁止しなければならぬといふことも、内地の例に見ましても矢張り生活状態が變つて行く、舊集の土地が出来たのが、段々租界が斯ういふやうになつて参ります、尙生活の關係から其の事も考慮されて今回此の發布を見るやうになつたのであらうと思ひます、之は當然のことであらうと思ひます、尙二千株以上持つといふことは、私費養成致しましたのは私費養成者であり今度も養成者であります、甚だ此の前は財政上の調査を杜撰にして居りましたので略あつたといふ見當で行つたのであります、不幸にして提案が撤回になりました結果、其のまゝになつたのであります、今度は十分に調査をせよといふことになりまして、財政がどの位の程度迄許すものであるか、夫れを十分先般米研究したのであります、

(54)

(53)

従つて二千株を最低として此の會社の經營に参加したいといふのが提案者の意見であり、養成者の意見であるのであります、夫れは二千株を最低限度として持つては民團の財政から見ても差支ないものである、又以上としてありますのは、之を民團で決議致しませんでも只持つといふことを決議致しましたならば、此の執行機關である行政委員会で裁らされて、又何ういふ方法を以て會社の經營に参加するといふことを執行機關である行政委員会で委任されて、決議機關である民團で斯ういふことを假りに極めましても、夫れ以上、申込むのに色々方法もありませんし代表者の意見もありませんから、凡てさういふことは吾々が信任する行政委員諸君にお委せうし考へてやつたので、決して只此の前は三分の一、今回は二千株以上と好い加減にやつたのであらう、三千三百株迄持つて居るであらうといふ曖昧な意見でないのではありません、夫れだけだと思ひます

○植前 香君

先程から天然氷に細菌が居るか居らないか、田村さんはあるといふお話でありましたし、小倉君も却て棲息するに都合が宜い状態にあるといふお話であります、山田君から重ねて繰々分析表を掲げて説明がありました、先程の分析は寧ろ食ふ氷に當てはまるのでないかと思ひます、人造氷の中に菌が居るか何うかといふことは、少くも三冊の本を讀みまして、四ヶ月乃至五ヶ月貯藏すると細菌は死滅すると書いてあります、六十人の民會議員の言より經驗ある學者の此の書物を信するものであります

○行政委員(田村俊次君)

之は問題外のやうな問題外でないのですが、今お話がありましたから申上げますが、凡て菌類は大抵熱には弱いのですが、寒には非常に強いので、色々研究の本を見ますと兎に角攝氏の零下十四度で察扶斯菌、赤痢は生きて居るといふ報告が最近入つて居ります、御承知の通り氷は

(56)

(55)

零度であります、零度であれば細菌は活潑に凡ての菌類は生きて居るのであります、成程人造氷は今植前君の言はれました人造氷は、人造氷にも依りますが、進歩した製造法に依つて造りました人造氷の中にはそんな不純物はないのであります、不純物のない氷の中では或は四ヶ月か五ヶ月の生存であるかも知れませんが、天津にあるやうな不純な氷は細菌の爲には非常に宜い巢窟であります、色々な鹽類、色々な有機物が澤山ありますから細菌には非常に好い彼等の樂土であります、して見れば天然氷の不純のある氷の中には虎列刺菌は一年以上生存して居る、赤痢菌は六ヶ月、察扶斯菌は八ヶ月、尙腸背膜炎の細菌は一年半、夫れから脱疽菌といふものは一年半以上二年以上何時迄生きて居るか解らないといふ、辻或は佐々木といふ斯道の大家の報告が昨年も本年も参つて居ります、でありますから此の天津にある天然氷は随分の活きた細菌を含んで居る察扶斯と赤痢を一語にしたやうな傳染病患者を家庭に入れるのと變りないのであります、之を以て天然氷を衛生上の見地から止められるといふことは實に官憲の英斷であつて、衛生上非常な進歩であり非常な發達であると思ひます、假りに察扶斯患者が一人出ます、察扶斯患者ときまつたならば隔離して家族を消毒する、之を無謀と思ふものは恐らくないと思ひます、誰が聞いても當然の處置と思ふのであります、夫れは其の細菌が蔓延しない爲に患者を隔離するのでありますして見れば天然氷には察扶斯菌があり赤痢菌があるのですから家庭に察扶斯患者、赤痢患者が澤山居るのであります、夫れから天津の氷に此の夏初めて赤痢菌の阿米バを發見しました、阿米バは細菌ではありません、之は二回程檢出したのであります、夫れから或日本人の家庭の冷蔵庫の中には多數の細菌、併も色々な病原性があることを發見したのであります、之は天津

○岡本總領事

今私が話したことに就きまして松本理事に御質問がございましたが、夫れに關しまして少しく御説明申上げて置かざると思ひます、製氷事業をやるに就ては十何萬弗の金が要

る、剰餘金は七萬元、七萬元の金から何うして十萬元出すことが出来るか。

○山田榮治君 提案者に聞いても會社は儲かりさうでない、さういふ頼りないものを引受けて何うするかといふお話であります、提案者は其處に於て提案致したのであります、夫れは然に天然水の使用が自由でありますならば強てはたして製氷會社を拵へやうとは考へないのではありません、所謂衛生行政の見地から公人に與へられた權利の中に發布される總領事の使用禁止令の時に關しては民會として公人として憲法上批判許されるのでありますけれども、民會として禁止令が宜いとか悪いとか批判出来ないと思ひます(同感)又前に私が申し上げました内務省の禁止令から見ましても總領事が禁止されることは當然の事であつて又第一總領事が禁止されなくても此の國家の現狀に於て、此の内務省令は效力を生ずるものであつて長官としての權限を保持して居る總領事が此の規則に基いて處分されるといふことならば改めて館令の發布をされる迄もなく禁業が出来なくなると思ひます、縦つて天然氷が出来なくなりすれば日本内地と違ひまして、何うしても必要、吾々の生活上無くてはならないものであります、若し不幸にして三月に禁止令を出され、愈々天然氷が使へなくなつたならば吾々居留民は直に天然氷に代るべき大連方面から高い氷を買入れなければなりません、所謂禁止されるといふことを前提として氷會社を計劃されたのでありますから、只儲ければ宜いといふ禁業を目的とする會社とは多少趣を異にするのであります、若し茲に發起人がなかつたといふ事は吾々居留民を代表する議員として何等か之に對する對策を講じなければならぬのであります、從つて既設會社の株を持つやうな意味から、其確が確實だから民團が持つといふのでなく、其確が確實でも不確實でも居留民としてく缺からざるものであり、民團が之に参加して之迄と同様高くない入込米を以て吾々居留民の比較的迷惑を少くしやう、といふので其の意味に於て會社の經營に参加しやうといふのであります、儲かるとか儲からんといふことより居留民が現在の狀態より變らない程度に於て氷の配給を受けやうといふのが目的でありますから、幸に本案が通過されましたならば十分民團が此の經營に加はつて、其の意味に於て忍んで頂き度いと思ひまして提案に賛成したのであります、今儲かるとか儲からんといふことを申上げて居るのであります。

○行政委員(遠山猛雄君) 登壇

私は諸君も御存知の通り民團の行政から感ずる所がございます、過去三四年の間全然積極的に離れて居りました、所が先年來國勢致しました留守中に誰方か知られませんが、豫備行政委員に當選して僅か餘す所一二ヶ月の期限に上りなればならぬやうな、私として眞に悲しい破目に落ちましたのであります、從つてさういふ經過を通じて居ります私としては民團行政の財政の内容といふやうなことに就ては頗る胡亂のものであります、尙夕茲に議案になつて居ります製氷會社の株式を民團に於て應募せよといふやうなことに就きまして至つて門外漢でございますから一向解りません、先刻から多數の方が御熱心に此の問題を討議されて居ることに付きまして私は非常に感激して居るのであります、同時に他の反面に於きまして吾々五千の居留民を代表する民會議員は、只今の空氣を見ますに重大な忘るべからざることを忘れて居られるやうに私は感ずるのであります、無い袖は振られませんが、先刻から提案者として小倉君が茲に民團に七萬弗の剰餘金がある、之は豫算以外に餘つた金であるから此の會社に金を出すべく非常に結構な場合だと申されました、又山田君も其のやうな意見であると思つて居ります、併し乍ら此の七萬弗といふ金は其のまゝ耳をそへて此の公衆衛生といふ立場の製氷會社ではございませ

すけれども、其の反面には會社は一割か一割五分迄の利益を見て置かなければならないといふやうなお話でございます、假令夫れが公衆衛生の見地から設立される會社にしましても、夫れを以て禁業會社でないといふことを私は斷定出来ません、忘るべからざる或重大なことを忘れたといふのは、何を言ふのであるか私は申上げやうと思ひます、如何に健忘症の吾々でも昭和三年九月の臨時民會に於きまして此の議案に於て白井會長當時御大典の記念事業に於て五千の居留民が此の民會議場を通じて約束された重大な約束は寸時も忘れてはいけません、此の時白井會長は何ういふ説明をされたか、私は當時居りませんでしたけれども、議事録に依つて此の結果を見ますと畏くも。

今上陛下が即位の御大典を挙げられた此の機會吾々海外に於ける居留民は誠心誠意衷心から御慶事を祝願申し上げました、此の御大典を永遠に記念する爲に單に十名の行政委員だけでは餘りに輕卒過ぎる更に十名の特別委員を擧げて慎重審議し此の記念事業にして最も適當なものを選定したいといふ立場から何回か會議を開いて遂に御大典事業として圖書館及中等學校、現在の女學校に相當する中等學校を設立しやうといふことを此の議場に於て最も眞剣に緊張したる態度で滿第一致何等異議なく此の趣意に賛成して居る、其處へ更に白井會長は民團の財政狀態から考慮し、差當り一萬弗だけをかけて見やう、が併し事業の性質が性質でございますから、昭和四年度、本年四月の民會に於て可及的具體的の提案をして諸君の御賛同を得たいといふことをお約束申して居るのであります、私共當時民團に議論を持つて居りません、幾多の居留民から選ばれた各位が此の事業を選定され、殊に當地のやうな殖民地に於て動もすれば皇室と遠ざかり動もすれば故國の狀況を忘れ勝であるやうな場所に於て好い事業であると實は鶴首して待つて居つたのであります

其の後何うなつたか、昭和四年度に於ては田村君が會長であります、此の問題を如何に取扱つたか、議事録を通じて見ますと、私には甚だ解らんことがある、當時成程總豫算に於て一萬餘弗の基金が取つてありましたが、此の額に對して一言の説明もなければ一言の質問もない、只事務報告の欄に於て見ますと、圖書館は相當金が掛る、學校の方は目下學制の統一を研究中であるから之も今年中に臨時民會を招集する機會があつたならば、其の臨時民會に於て具體案を具して諸君の協賛を經るといふ約束をして居るのであります、此の際にも民團の財政困難を訴へて居るといふ爲であります、しまたと御大典事業が今日迄延びて居る主たる原因は民團の財政が困難であるといふ爲であります、無い袖は振られませんが、誠に殘念でございますけれども一日も早く實現出来ることを鶴首して待つて居つたのであります、斯かる際に於きまして、昭和三年度の決算に於て七萬弗の金が出来た、二回の民會が開けて居るに拘らず此の問題に付ては前のお約束をそつくり忘れられて而して此の七萬弗の金を差當り製氷會社に持つて行かるといふことは私の良心が之を許しません、日本國民として何うして之を許せませう、之は公共事業だと致しました所で營利會社であるといふことに異議ない筈であります、若し更に之を遷延して、此の何千株かに民團の剰餘金を使つて更に具體案が出来た時に金が無かつた場合、再び民團の財政困難の爲に御大典事業を實現することが出来ないといふことを吾々は言ひ得ますが、私は國民として實にさういふ結果になることを心配して居るのであります、恐らく人の顔の形の變る如く個々の自治行政の方針政策といふものに就ては違つた言葉もありませう、併し乍ら此の御大典の事業なるものに對する吾々の責任、吾々の良心は何物を指しても今日對照がない筈でございます、之に對照を置いて論すべき性質のものでないといふことは考へます、(同感)然るに之を今日迄實現することの出来な

(61)

つた唯一の原因は財源がないといふことであり、其の財源を土台に於てのお約束を忘れ、他に流用して再び財政困難に依つて出来なないといふことになつたならば、五千の居留民は何を以て我々の故國に對します、(拍手)諸君若々は日常色々なことを心配して居ります、併し乍ら此の若き人どもは、若き青年等は毎日々々何時此の事業が實現されるかと首をのびして待つて居るのであります、而して私と致しましては本會社を直に實行すべき性質のものであるか如何かといふ議論を避けて、此の方面から此の問題の決議に入るに際して慎重に御考慮願ひ度いといふことを一言私の希望を述べて置く次第であります。

○瀨底正敏君 此の問題に就きましては、先に第二十四次臨時民會に於きまして、午前二時半迄討論し盡し又今賢明なる諸君から多くの議論を伺ひました、夫れでも議論も大體盡きて居ると思ひますから讀會省略して採決をお願ひ致します、動議を提出致します。

○議長(吉田房次郎君) 動議が出ましたが(賛成)一々夫れでは決を採りませう。

○森川照太郎君 議事進行に就て、討論が盡きて居ないのに假りに多數の賛成者がありましても討論終結になさるといふことを此の重大な議案を取扱ふ人のすることではないと思ひます、今暫く議論を盡して御決定にならなかつたならば、民會は多數を頼んで少數者を壓迫し、此の重大な議案を議したといふ責を負はなければならぬといふことになりまますから、更に續けられることを希望致します。

○清水幸三郎君 民會に請願者の一人として、又提案に賛成者の一人として今日提案に就て非常に不安な考を起しましたのは、剩餘金が七萬弗あるやうに聞いと居りましたが、其の中に如何いふ

(62)

間違があるか知りませんが、滞納者が何人かで以て四萬弗許りある……。

○瀨底正敏君 議長から質問と討論を一語にお許しなかつたやうであります、大方賢明な方の議論を皆拜聴致しました、又此の前の夜の午前二時半迄やられたのと同じ事を繰返す必要はないと思ひます、何ぞ私の動議を早く採決お願ひ致します。

○行政委員(白井忠三君) 私は先刻斯つて居ります、討論は之からする積りで、前提として質問したのであります、其の質問を承りました、之から議論をする順序であります、議論は既に盡きて居るといふ壓迫を加ふべきものでありません、未だ十一時であります、三時頃になつた例もあります、之で何故打ち止なければなりませんか、さういふ無鐵砲な多數を以て民會を蹂躪することは許し難い。

○瀨底正敏君 横暴して居るのであります、同じ論を繰返し質問に名前を借りて討論するといふことは。

(清水幸三郎君、「君方のやつたことが宜いか、生意氣なことを言ふと承知せんぞ」)

○行政委員(田村俊次君) 遼山行政委員から御大典事業が財源のない爲に延ばしてある、何時やる積りか、延ばしてあるのは全く財源がないからである、非常な以て不忠であるといふお話がありました、成程遼山君は久しく行政に遠ざかつて居つただけ大分お考に違つた點があるやうでありますから、私前民會に於きまして、會長でありました時に御大典事業として専修學校の團營、第二は圖書館の新設、此の二つが御大典事業の記念事業として可決されて居る、其の約束に従つて目下専修學校は團營にするといふ案を立てつた時、時々此の際に於て天津に於ける幾多の學校を、所謂學制統一をや

(63)

らうでないかといふ話が私の會長の時に出了ました、其の案に依つて段々専修學校の團營を進めて居りましたが、遺囑から學制の統一は尙外務省或は夫々の當務者に計つてなければならぬ問題でありまして、此の天津だけできることは出来ませんが、大體の案は出来ましたが、之を以て更に政府の當務者に聞いて、さうして尙研究しやうといふことで案は出来ましたが、之を以て民會に懸けますだけの順序を経て居りません、恰度幸ひ近く三浦課長が来られるといふことを聞きまして、先づ三浦課長が来られたならば此の具体案を以て御意見を伺はう、其の上にて行政委員にかけて臨時民會に出さうでないかといふことで、其の財源或は其の計畫がちゃんと出来て居つたのであります、さういふ譯で決して御大典事業を資金がない爲に延ばして居るといふことは全然ないのであります、圖書館は何年迄拵へやうといふ契約はしてありません、之は出来る時に作らうでないか、夫れが爲に一年に一萬弗を取つて置かうでないかといふことで民會の承認を得て居ります、でありまますから、本年、來年に圖書館を造らなければ約束違反でもなければ御大典事業を忘却して居るのでもありません其の點他の事と違ひますから私からはつきりと聲明して置きます、遼山君のお考違ひであります。(拍手)

○行政委員(遼山猛雄君) 只今田村君から御説明がございましたが、私はあの御答辯に對して之れだけ申し上げたいと思ひます、御大典事業の之が實現に對する基金を準備して置くといふこと、天津の學問の制度を統一するといふことは全然別個の問題であるといふことを申添へて置き度いと思ひます。

○行政委員(田村俊次君) 別個の問題でないと思ひます、私が會長の時に報告を致しました際に民會議員は悉く之を承認さ

(64)

れました其の報告は此の實修學校を團營するといふには茲に一つ學制統一案がありますから夫れに依つて團營に移すといふ約束をした御大典事業の一つは此の案に依つて實行すると私は明言して居ります、何ぞ其の時の速記録をよく御覽下さい、さうすれば只今持つて居る具体案は來年の三月迄にお諮りすれば決して遅れて居りません、只遅れて居りますのは政府當務の意見を聽かなければなりませんから遅れて居るのであります、財源がない爲に延ばして居るのであります。

○行政委員(遼山猛雄君) 私は此の議事録に就きまして再三仔細に研究致しましたけれども、此の議事録から見た點では田村會長の事務報告に於て言ふことが支離滅裂一向解りません、只之を想像するに之れだけのことに思ひます、圖書館は金がなくて實行出来な、學制統一を目下研究中である、此の民會に於て提案するのでない、御参考に今斯ういふことを研究中であるといふことを申し上げたので、而して最近の臨時民會に於て此の案を提出して御協賛を經ると言ふて居るのであります、之は私が申し上げるのでない、議事録を申し上げたのであります、二回水會社の爲に臨時民會が開かれて居ります。

○清水幸三郎君 白井君は之から議論があるといふ、何ういふ議論があるか知れませんが、私は森川君や白井君が議員として懸かけて居るのは鳥語がましい不徳義千萬な人が……。

○瀨底正敏君 正十二時になつたら採決お願ひ致します。

○行政委員(白井忠三君) 登壇 私は出来るだけ簡潔に申し上げますから如何か邪魔をしないで下さい、邪魔をすると段々長くなります、私をして成るべく瘡にさわらせやうといふ目的の方も居らつやうですが、私は今日

て飲むとか仕方ないから冷やしてのむ、人造氷が自由になれば、ビールに早替り、ビールをついた中へ、氷をたき割つたのを入れて飲むやうになる、冷やしたビールを飲むことよりビールに氷を混ぜて飲むことが衛生上悪いといふことは誰方も御承知だらうと思ひます、こんなやうな一例もあり、利害を両方から色々考へて言はれたのでありますが、強て主張致しません、正に考慮すべき一つの議論だらうと思ひます、民団が株を持たないでも會社が出来たのでしたら提案者も無論今更株を持ってといふことを言はれませんか。

○議長(吉田房次郎君) 傍聴席から色々聲がかかるやうですが、取締が出来ませんから若しもお聽入れなければ退場を命じます。

○行政委員(白井忠三君)

民団が株を持たなければ會社が出来ないといふ形が之が正直な姿だと思ひます、而して諸君此の會社の發起人なり賛成人なりが行政委員であり、民団議員であります、其の民団で決議して此の會社の株を持たうでないかといふ議論の恰好が非常に面白くないことである、吾々が選出されて民団議員といふ立場から十分世間に向つて申譯の出来るだけの立派な根拠と論議を持たなければ輕卒に出来ないやい／＼何時でも出る例を引けば所謂亞米利加紐育にあつたクマニー、の如き(行政委員席より笑聲起る)此の形が甚だ面白くないといふことを十分にお考願ひ度い(ヒヤ／＼)然らば私は結論を申しますが、此の案を否決して下さいといふだけで後が何なるか解らんといふことでは責任を感じるもの、議論ではないと思ひます、此議案を否決した後を何うするかといふことを考へた上で、私は不賛成であります、今申上げるやうに會社が、民団が株を持

(70)

(69)

たなければ出来上らぬといふ爲に、其の結果は何人の發起人が何萬弗かの金を投じて居られるといふことであるから非常な迷惑を見ることは固よりであります、私共は色々の酷評を受けて居ります、が人一倍血も涙もある積りであります、個人的に何人に對しても親の敵のやうな考を持つて居りません、公事の上で意見を異にして争ふことは仕方ありませんが、個人として何人に對しても十分友誼を持つて居ります(藤田壽郎君僕にもか)夫れは私の言ふことであります大義の爲に質問もしなければなりません、大義の爲に質問をするからと言つて何うか諸君聽いて頂き度い、民団の金を四萬弗のみ出して此の會社に投資してさうして會社を成立させれば事盡きるといふやうな目前を見て居ないで會社が儲からない會社であれば先に行つて迷惑するといふことを申上げて置きます、今何百弗は投じて居りますが、出来た建物は無くなるものでありません、要するに既に註文した機械の手附金が或は一時損失となる形であります、之とても復活させる道がないのでありません、よく考へたら道があると思ひます、(君が發起人になるか)といふ者あり)宋襄の仁は吾々お互に憤しななければなりません、私は先刻來質問したやうに非常な高い値段で賣らなければ儲からない、支那人がぶつ／＼言はないやうな値段に引下げれば會社は儲からない、冷蔵の利益として一萬四千といふ金が出て居りますが果物等を六ヶ月預つていくらといふ極めて安い計算だらうと思ひます、之はうまく行けば誠に結構であります、さうでないといふ極めて安心配だと思ひます、又他租界は一萬四千五百弗儲かると計上してあります、會社の製造能力が年六千噸であります、日本租界で六千噸の需要があるから外國租界の分は此の會社では出来ませんから一萬四千五百弗は飛んでしまふのではないと思ひます、私は決して茶々を入れる積りで言つて居る譯ではありません、諸君は行きがかりに因はれ

(72)

(71)

ず、面子に因はれずよく考へて見て、よく調査をして見てさうしておやりになつたら何うか、私が見る所では之を無二持たうといふ風に、ものは無理しては儲かりません、今お氣の毒にするやうだが、先に行つてもつとお氣の毒にさせるから私は賛成出来ないのであります、最後に述べる問題は白井お前の言ふ通り會社が損をして中止したら何うだらう、一方儲けが出るだらう、すると直に困るのは勿論であります、發起人、賛成人の言に依ると公共の爲でありますけれども二十萬弗を固定させて棒に振るやうになるかも知れない、といふやうなことをしなければ三月から入道氷が出来ないといふ實情を總領事に訴へて何とか他の案を立てる迄のお待ちを願へば總領事が聽かれないといふことには思ひます、皆さんが行がかりに因はれ感情に因はれ無二無此の案を通さうとなされることは非常に悲しむべきことでもあります、其の形をクマニー式と言つたのを、お前がやつたこと、仰有つた方があります、私のやつたことさういふことがあつたなら此の席でない他の席で伺ひますが、現在の此の形はクマニー式とお認めになるのだと思ひます、夫れならば斯ういふ形、斯ういふ案を通さしてはいかんといふことに何故賛成していけないので、要するに名は氷會社に違ひありません、實質上は氷に違ひありませんが、行政委員なり民団議員なり相當の人々の利害關係を持つて居る會社の株を多數の決議に依つて民団の金を持つて行つて、さうして會社を成立させたいといふことは到底私は忍び得ない所ではないかと思ひます、何うか私が政治上の野心の爲に色々なことをすると仰有いますが、私が現在の財的立場は、先日清水君からお叱りを受けた如く公人の資格を評される如く貧乏して居りますので、之以上天津民団行政に携はる考は毫頭持つて居りません、夫れが事實であるか何うか他日解ります、私が自分の爲に斯んな反對論をするといふ曲つた考でなく、もつと眞直に考へて下さい、さうし

て成程さうだと思つたら男らしく私の意見に賛成して頂き度い、何う考へて見ても白井の言ふことが間違つて居るといふのなら致方ありません、此の案の通過は已むを得んと致します。

○議長(吉田房次郎君)

もつと静肅にし人身攻撃になることはもう止して下さい。

○中村鐵一君 登壇 時間が経つて居りますから成るべく簡単に説明したいと思ひます、先程から製氷會社が儲からん／＼と仰有るけれども一休何處を根據にして儲かると仰有るのですか、佐々木議員にしろ白井議員にしろ此の製氷會社なるものを曾て御經營になつた経験から割出してさういふ論議をせられるのか先づお伺ひしたいと思ひます、私は佐々木議員と白井議員と同じやうに最初此の會社は儲からんものだといふやうな獨斷を下して居つたものです、併し其の根據を得るのには何うしても経験ある人の意見を聞かなければなりませんので、幸ひ私の友人で曾て上海で製氷冷蔵會社を經營して居る一英人が此處に居りますが、數回訪問をして其の意見をたゞいで見ました、此處にありまして天津製氷冷蔵會社の目論見書に基いて詳しく其の意見をたゞいたのであります、其の経験ある英人の言ふのには頗る面白い計畫だ、若し自分に此の經營を委せたならば此の會社を立派に經營して見せやう、自分は上海で數年間製氷冷蔵事業に多大な犠牲を拂つて居る、此の製氷冷蔵事業なるものは中々素人の手に負へるものでない、必らず之は權威ある經驗者の經營を要するものである、其の技師の言に依りますと、具さに天津製氷冷蔵會社の目論見書を見まして、此の資金があるならば、此の設備があるならば自分は必ず予年二割に近い利益を擧げて見せるといふことを斷言して居ります、私は之以上申上げては蛇足に過ぎないと思ひます、簡單に此の事を申上げて皆さんの御參考に供したいと思ひます。(拍手)

○佐々木敏丸君 一寸中村君にお尋ね致しますが、大分中村議員は儲かるやうに仰つて居られますが、大分中村議員はいくら申込まれたか一寸お伺ひ致します。

(問題外)と呼ぶ者あり)

森川議員發言を求む

○議長(吉田房次郎君)

決して言論を妨げる譯ではありませんが、徒らに時間を費すことはいけませんから簡単に願ひます。森川君、登壇、斯ういふやうな問題の起りました時に民會は必らず一日で終つたと願ひます。従來の例は屢々こゝ數年に亘つて議論したこともございまして十二時を限つて止めたといふやうな實例は諸君も御存知ない位だと思ひます。潮田君が非常に結論を急がれますが斯ういふやうな問題をそんなにお急ぎになる理由が何かありませうか、然らざれば相當の重大な問題として重要視されたる問題を持さんが多數を頼んで討議を盡さず終れば(行政委員席より)一俵かの時間の差でありますから斯ういふことは十分に意見を盡させることが皆様の雅量を示すことになるので十二時等といふ制限をやめて頂き度と思ひます。十分に審議するのが居留民に對する民會議員の責任であります。私は色々な語を考へて参りました。先刻丹井君の言つたタマエの點も考へて参りましたが、而して反對の理由、衛生上の見地、財政上の理由、經濟上の理由及行政上の理由、多々ありますが、私も此の案の提案者側の諸君の意思を重んじて大休切り捨て、しまひます。只一言民會議員として述べさせて頂き度、極く略したことを申し上げて討論も亦簡単に終ります。財政上といふ理由であります。天津、居留民は皆て米のない悪境に苦んだ、色々の天災地變や動亂や不可抗力の多くの理由に依つて非常に逼迫を極め、此の

(73)

(74)

上ない苦境に陥つたことは事實であります。而して天津民團は兎に角低利資金を借りやうでないかといふことを考へまして此の苦境を政府に訴へて其の援助を求めたのであります。極く最近のことであるから申す迄もなく皆さん御承知でありませうが、斯くの如きことは民團としては色々な理由に依つて避けられるならば避けたい、此の嘆願をしたのは誠に貧乏であります。苦しくてもやりきれません、何うか低利資金をお救ひ下さい、といふお願ひをした。不幸にして低利資金は濟南には許されましたが、天津には許されないので、而して僅か一營利會社から三拾萬圓の金を借りて來るといふ許可を幸じて外務省から得、其の會社の同意を得て其の金は手に取りませんが、正に手に入る三拾萬圓の金を持つて居ります。而して此の金に對して三萬圓内外の運動費を使つて居ります。残る所は二拾七萬圓であります。此の貳拾七萬圓の金を使つて復興資金、復興しやうでないかといふ悲惨なる境遇にあるのであります。而して貿易状態を省れば日本人の貿易は甚だしく振はなくなつて居るといふことは、私のやうな門外漢が申上げる迄もなく、貿易業に従事する皆様はよく御存知のこと、存じます。貿易業に従事しないものにしても、又間接に影響を蒙つて居らない方はないと思ひます。日本租界のみならず謂はば悲境といふ様な程の惨めな状態に陥つて居るのであります。而して二十七萬圓の金を三萬圓の運動費を使つて借りて來て之に依つて金融を潤滑にするといふことは此の間民會で人々が頭をなやまして辛うじて得た金であります。此の金には極印が押してある譯でございませぬから此の金は至る所に夫々に散る譯であります。然るに此處に私には必要の如く認められざる衛生上の理由に依つて天津製氷冷蔵會社といふ會社が物興しまして、之に二十萬圓の資金が固定することになるのであります。諸君、吾々は日本政府に泣いて訴へたのであります。此の民團として當を得て居ないかも知れま

せんが、低利資金を借りられるならば、三十萬圓の金が借りられるならば許して下さい、と吉田議長に頼んで二十七萬圓の金を此處に持つて來たのであります。一方に於て二十萬圓の金を茲に固定してしまふ、其の借りて來た金が七萬圓程を残り以外は直に固定するのであります。即ち二十七萬圓を持つて來た七萬圓だけしかないのであります。之は天津の民會で決議しまして恥を忍んで泣いて訴へて出來た金は何處に行つたのでございませぬか、吾々は之に依つて浮び上らうとすればこそ理由があつたればこそ黙つて賛同したのであります。餘り急を要しないと思ふ此の會社に固定してしまふのは前後後著の甚だしきものとしか考へられませぬ、民團財政がしきりに苦痛であるといふことが色々な場合に繰返されて居ることは議員諸君の熟知の通りであります。先刻遠山議員が御大典事業が滞滞に流れると非難されましたが、夫れ以外にも爲すべき色々多くの事がありませぬ、民團に若し金の餘裕があつたにしました所で其の金を使ふには前後後總本末をよく考へて使はなければならぬと思ひます。其の仕事が好いことか悪いことか調べるのみでなく、緩急をはからなければならぬ。少し此には多額の國債を拂つて行かなければならぬ義務を負ふ民團でありますから過剰金が七萬圓あろうと七拾萬圓あろうと之を使ふ道は緩急をよく慮つて十分合理的のものでなければ使用していけないと思ひます。右の理由に依りまして私は民團財政の上からも個々の御經濟の上からも折角借りて來た二十七萬圓が七萬圓になるやうな事は爲すべきことやうな如きは殊に反對する所でありませぬ、夫れから私經濟の上から反對の理由がございませぬ、先刻申上げるやうに非常な悲境々々苦んで居つて日本政府に泣きついて救済資金といふやうな金を借

(75)

(76)

りて來るやうな状態に陥つて居るのに茲に吾々の負擔が第一幾分なりとも増すやうな米を買ふやうになることは總領事にも考へ直して頂き度いと切望するものでございませぬ。或は之は經濟の上から極めて僅かだといふやうなお説もありませうが、私の考へでは田村君の御説明等よりも少し高く掛るに違ひないと思ひます。私が間違つて居るや否やは知りませんが、來年の夏お互に實驗致しました折に私の言ふことが本當であるや、田村君の言つたことが本當であるか解らぬと思ひます。米の試験もして見ましたが、人違米は天然米より二割早く滑ります。之は私が或人と共に實驗した結果であります。之が間違つて居るや否やは今年の夏以後諸君と顔合せた時にお話する機會があると思ひます。さうして私の考へでは五十仙や六十仙負擔させられるもう少し多いものを負擔しなければならぬと思ひます。之は吾々の立場であります。考へて見ますと此の人造米を使ふことになると、果物屋なり、魚屋なり飲食店、料理屋乃至米を使ふ所の商品を扱ふ人々は直に眞價の上に乗るのは當然のことでありませぬ。吾々は一杯のビールを飲んで一きれ肉を食ひましても一かけの果物を食へても直ちに負擔を受けなければならぬのであります。から吾々が勝手に使ふ冷蔵以外の米に關係のある凡てのもの、眞價が上がる苦しみを吾々受けなければならぬのであります。のみならず私はさういふやうな經濟上の理由がありますから、此の會社を造つて斯ういふ風になることを居留民の利益とは考へて居りませぬから斯ういふ會社の株を持つことは民團はしてならないと思ひます。現に今日民會に出席する少し前、或飲食店主が私の所に飛込んで参りまして、よく知らなかつたが斯ういふ話があるやうだが自分等は反對を陳情した譯であるが、民會に行つてさういふことを述べて呉れといふことでありませぬが、私はさういふ事情になつたことを一寸も知らずに居りまして今晩初めて聞いて私の所信をよく確めた次第

(77)

であります、先刻私は冷蔵のことに就て伺ひましたが御答辯がありませんが、中村君は利益があるといふお話であります、冷蔵の利益といふやうな方面は何も私は十分あるべきものでないやうな気が致します、何となれば色々な品物を人造氷の完全な倉庫に貯蔵するといふことは甚だ経済的利益があるのでございませうけれども之等の支那人以上にも、安価な資力と安価な設備とを以て安価に貯蔵して、多少缺點なり悲衷を忍んでやつて居る今日迄の事情にありましては斯ういふ高等のやり方の方には容易に移つて来ない、實際と算盤の差が餘りある、間違つて計算をなすつて居るのでないかと氣遣ひます、先頃私は此の事業に経験がある太田外世君其他の方々から製氷會社の冷蔵事業が儲かるといふ説明を伺ひましたが支那人等が一萬何千弗かの利益を與へるだけ冷蔵を頼みに來るといふことは信じられませんので私は此の會社が一萬弗餘の巨額の利益を擧げるといふことは何うかと考へまして會社の前途に對して多大の不安を感ずるものでございませう、さうして或は此の會社は永久に此の館舎の下にやつて行くやうなことを期待して行つたら或は當てが外れはしないかと思ひます、一例を申上げますと、先年曙街の移轉館舎が出ました其の時太田君が眞面目に館舎を借じて彼處に新築されましたが、此の館舎は遂に行はれずに済んだのであります、此の實例に依つても多大の杞憂を抱くのであります、此の會社の株を持つといふ理由が甚だ薄弱なるが故に民會議員の一人として反對の意見を述べます。

○中村鐵一君 登壇 只今森川君は此の會社は儲かりやうがないと思ひます、夫れでなければ如何して斯ういふ事業に對して相當儲成ある經營者の言を信するより他ないと思ふのであります、夫れから私最近此の問題の爲に、一休英佛租界の當局が如何いふ風な眼で、如何いふ風な態度で此の日本

(78)

租界の計畫を見て居るだらうといふことを確かめる爲に英佛兩租界の理事長を訪問しました、日本租界に斯ういふ計畫がありますが、御承知であるかといふことを申しますと「うす／＼さういふことを聞いて居る」就ては極くさつ／＼ばら／＼な打解けた御意見を承はり度、如何でせうと申しますと、大變喜んで申しますに「非常に結構だ、無論英佛租界は日本租界と事情を異にして居る、佛租界の如きは僅かに四百人、英租界は六百しか居ない、然るに日本租界では、朝鮮人を混ぜますと六千に近い人が居られるので無論事情が違ふ、貴下の方々の本國のやうな施設を日本租界にならうといふのは道理があると思ふ、私共の見るところでは非常に結構な計畫であると思ふ、殊に安い水を配給されるといふので若し願ふことが出来るならば英佛租界にも配給をして貰へるだらうか、如何いふものであらうか」といふやうな話をして居られた位であります、終りに何うか自分等は斯ういふ會社が天津にないのであるからリットンといふやうな小仕掛の商店があるけれども之は殆ど齒牙にかけに足らん、然るに二十萬弗からの資金を持つ製氷冷蔵會社ならば必ず相當の施設が出来たらうと思ふ、假りに間違つて日本租界に十分な配給が出来ないとしても外國租界を當てにせられるといふことになれば必ず利益が上るに違ひない、私共は斯く見て居ります、といふやうな話をして居ります、次に最近天然氷の弊害を著しく感じまして、五千弗の金を投じて冷蔵の設備を致しましたアストラハウスを訪ねまして其の施設を見まして見ました、アストラハウスの支那人の言ふ所に依りますと今迄自分等は天然氷使用の爲にどれだけの苦痛を忍んで来たか知れない、殊に外國から來るお客さんに對して非常な恥かしい思ひをして今日迄やつて来た、若し日本租界に斯ういふ計畫があることが解つて居つて、さうして其の水の配給を願へたならば自分は五千弗の金を投じて此の冷蔵装置をするのでなかつた、僅か

(79)

三個の冷蔵室であります、簡単なミルクやバターを受取る所、夫れから肉類や他のものを受取る所、さうして最後には酒場の冷蔵設備をする爲に五千弗の金を投じて居るといふことは本當に莫迦々々しく思ひます、さういふ見地から私共は、確かに時代は進展しつゝあると思ふのです、必ずしも昔々今迄天然氷を使つて來たから、之迄何等弊害を加へないから差支ないものだといふ斷定は出來ないと思ひます、無論先覺者の悲衷として必ず其處に困難がありませう、色々喰ひ違ひませう、其處を切抜けて行く所に人生の進歩があると思ひます、(拍手)此の意味に於きまして近き將來に完全な成立を見て先づ日本租界から文化の勝を持ちたいものだと思ふのであります、此の意味に於きまして皆さんがよく御考慮の上に本案に賛成されることを切に希望するものであります。(拍手)

○行政委員(石川 通君) 登壇 拍手

私は贊成人の一人でございます、夫れは先程から色々御議論がありました、御質問がありましたので伺つて居ります、白井さんの質問は成程御尤もな質問だと思つて居りましたが、今のお話になりますと、内容が儲からないからいけないとか、會社の成立に無理があるからいけない、といふお話があり、森川さんの復興資金三十萬圓か二十七萬圓か、夫れを以て株を買ふやうなお話をなさるが、其の金を持つて行つて株を買ふのではないと思つて居ります、夫れで私は却て餘り儲けて貰はない方の一人でございます、儲けて貰つては困る、大勢の利害關係があるものでございましてから澤山儲からないでも結構だらうと思ふ一人でございます、其處で大体問題は根本に於きまして此の間の臨時民會も開かれ、其の時電力供給の規定が一部改正されたのも要するに此の公衆衛生の見地からいふ臨時民會が開かれて既にパスしたのを見ましても皆さんが大多數

(80)

に於て公衆衛生といふことをお認めになつて居るからだと思ひます(ノー)少數の人は知りません、其處で私は考へますに、大体色々な質問や議論がありますが、一休株を持つことが出来るのか何うかといふ御議論のやうでございます、所が私は持つて差支ないものであるといふ意見を持つて居ります、夫れは小倉さんが言はれましたから餘り重ねて申上げることには時間の費になりませんが、公法でも司法上で斯ういふことが出来ると思つて居るのでありますから株を持つて差支ないで民團は公人と違ふ立場にあるかといふと決してさうでないと思ひ見て居ります、夫れで持つことが出来れば持つたら宜いか、持たない方が宜いかといふ議論であります、私は元來から斯ういふ公衆衛生の意味を含んで居る、又其の價段に依つては先程から色々御議論もありましたが、利害關係も相當あることでございます、又動力を何を使ふかといふと民團の電力を使はうといふのであります、又現在迄やりつゝある水の配給は民團がやつて居る點から見ましても、色々な點から察しましても私は之は民團自身がやるべきものといふ考を持つて居ります、先程他の方からお話があり總領事もさういふ御意見であります、私も其の一人でございます、民團が止めるならばやつたら宜いのでございますが、不幸にして十萬弗の金がないといふので巴むを得ず民團で製氷株式會社を造らうといふことになりましたのでありますけれども、若し民團に餘裕があれば民團がやるのであります、一面今のやうな斯ういふ状態でございますと、廣く株を持たせる、支那人に持たせやうと思はして今日迄の現狀ではさう澤山持てないといふのが眞相であらうと思ふのであります、白井君は先程其の事を言つて居られました、夫れは私も或は眞相だらうと思ひます、其處で民團が將來には團營にされるものと思つて居りますが今の中に民團は株を幾分でも持つて置いてさうして、満株にして行つたら好都合だらうと思ひま

(82)

(81)

す、勿論團體にしないといふならば非常な考へ違ひでございますが、團體にして行つたら宜からうといふ頭から言へば先づ一歩を踏込む譯でございますから私は何方とも都合あると斯う考へて居るのであります、其處で結局は夫れでは持つたが宜いといふことになりますと、金が問題になりますからどれだけ持つたかといふ議論になります、先程の話にも民團は相當の繰越金があり餘裕があるといふことでありますから私は此の最少限度に於きまして二千株なら二千株持つといふことが最も事宜を得た方法であると思ひます、私は賛成の意見を持つて居るものであります、何か初めから之には反對してやうといふ氣持でなく、十分よくお考へになつてさうして何うしても館令でも出て先へ行つて困るやうなことが起るならば今の中に會社がたつやうにして行く方が私は宜いと思ふのであります。

○森川照太君 先刻提案者にお尋ねしたが二千株以上といふことに就て修正される考はないのですか。

○小倉章宏君 二千株以上の二字を取ります、提案者は修正致しません。

○森川照太君 此の議案は修正されました。

○小倉章宏君 再三森川君から御法進み参ります、考へて見ますと、行政委員會に一任するにしても限度をきめて置かなければならないといふ御議論は御尤もでありますから、私共は成るべく財政の許す範圍内に於て多數所持して頂き度いのであります、従つて字句の修正を致しまして「二千株以上三千株迄」といふことに修正致し度いと思ひます。

○古田治四郎君 大分色々お説を聞きましたが結局私の考へるのは、私は此の案に賛成する意見を見せ中上げるのであります、館令を以て廢止されると總領事が明瞭に此の席で御發表になりました。

若しも館令が發令されたら其後に於て吾々が水の供給を受けるといふやうなことを研究するやうなことでは實際に於て間に合はないやうなことになると思ひます、彌餘金から出すといふお話でありましたが、彌餘金から出すといふことに就て金が七萬七千餘り居るといふ説がありますが、七萬七千餘りとしても、全部三千株持つにしても六萬七千餘りであり、全部拂はなくても宜いと思ひます、民團が従米米を供給して居る諸道其が有る自動車は製米會社に引續ぐことに民團當局者は手ぬかりはなからうと思ひます、あれを廢品にして居るのは非常な損害であります、使用し得るものは融通されれば相當の價格が減らされると思ひます、其の額は一萬二千二百弗であつて三千株持つならば六萬六千二百弗入らないのであります、御大費用に就て一萬弗出すといふ話がありますが、七萬幾らの彌餘金があれば六萬幾らは要らないのでありますから之に對して懸念の必要はないと思ひます、一萬弗の餘裕は必ず手あると思ひます、夫れは豫算に加はるべきものであつて、豫算の編成の時如何されたか記憶がありませんが、豫算に當然編成されるものであります、繰越金から持つて行くやうなことはなからうと思ひます、尙承つて居る中に此の問題を研究の爲に延期することは何かといふことがありますが、此の問題を研究の口實の下に延ばしたならば仕事が遅延して又誰かの如き難を履むのであると思ひます、又暑い時季に向ふに氷がないといふ結果になるのでないかと思ひます、吾々の耳障りになるやうな多數黨の嫌疑といふやうなことを聞きますが、私は賛成ではあります、之は私一人の意見でありまして、少數黨が居留民の代表者で多數黨が代表者でないと思ひます、此の氷の運賃を受けることが出来ないと、時計は十二時前でありまして、下の動くものか動いて居ないやうであります、條例に依つて會期が

(84)

(83)

一日に極められてあります、私の時計は十二時を越えたやうでありますから議長は何うか腕を振つて、質問も討論も相當盡きたと思ひますから何とか此の決を採られんことを希望致します。

○森川照太君 吾々の討論を許して呉れた民會議員諸君の雅量に謝します、何うぞ此の採決をされるのでありますから斯くの如き重大なる問題に對しては種々色々な事情を考慮して無記名投票に依つて採決されることを提案致します。

○議長(吉田房次郎君) 議長は起立で採らうと思つて居りますが、無記名の投票に致しますか。

○清水幸三郎君 投票ならば記名投票に願ひます。

○議長(吉田房次郎君) 森川さんは討論終結の投票を無記名投票にして呉れといふことであります、無記名投票に御賛成の方は立つて下さい。

起立者 少数

○議長(吉田房次郎君) 少數でございます、成り立ちません、もう論旨も盡きたやうでございますから讀會省略採決致します、(異議なし) 潮底さん其下から動議を出して下さい。

○潮底正敏君 讀會省略採決を願ひ致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは決を採ります、「天津製氷冷蔵株式會社の株を二千株以上三千株迄を申込みこと」此の案に反對の方は起立願ひます。

起立者 十四名

○議長(吉田房次郎君) 十四名の反對でございます、少數でございます、本案に賛成の方御起立願ひます、一一多數でございます、然らば讀會省略採決確定と致します、成るべく今日追加豫算がれば追加豫算を議し度いですから暫く休憩致します。

午前一時開會

議長(吉田房次郎君)

○議長(吉田房次郎君) 只今行政委員會の方から緊急議案として追加豫算を御提出になりました。

○理事(松本文三郎君) 登壇

只今臨時行政委員會に於きまして、先程御決議になりました議案に就て株式取得の金額に就きまして二千株乃至三千株迄といふ所有額に就て色々審議されましたのであります、夫れに就て行政委員會と致しましては將來の民團財政の關係も考慮致しまして、又總領事からも特に來年度の豫算の編成等に付て成るべく之が爲に支障を來すやうなことがあつては皆さんの御意思に副はん譯であるから皆さんの御意思もよく尊重して決定するやうにといふ御訓示がありましたので色々評議の結果二千株だけ御銀四萬七千餘りだけ株式取得することに致しました、さう致しましたので色々評議の結果二千株だけ御銀四萬七千餘りだけ株式取得することに致しました、其の中から四萬七千餘りだけ支出することに致しました、従つてお手許におまわし致しましたやうに昭和四年度居留民會歳入支出追加豫算と致しまして、歳入臨時部として銀四萬七千餘り、歳出臨時部に四萬七千餘り、同じく追加豫算の歳入

(85)

臨時部第一款、前年度繰越金四萬弗と致しまして、歳出として同じく臨時部第十四款と新に款を設けまして天津製氷冷蔵株式取得費として四萬弗、即ち第一項株式取得費四萬弗、摘要としまして天津製氷冷蔵株式取得費といふことに致しまして此の追加豫算を提出致しまして更に皆さんの御協賛を仰ぎ度いのであります。(拍手)

○議長(吉田房次郎君)
只今提案者から説明がありました、此の追加豫算は歳入臨時部、歳出臨時部となつて居ります之も皆さん御承知の通りでありますから讀會省略で可決確定に致し度いと思ひます。

「異議なし」

○議長(吉田房次郎君)
異議なければ讀會省略可決確定と致します。今晩は誠に何うも遅く迄長く御討論下さいまして誠に有難うございます、夫れでは之で閉會致します。

○石川 通君 其の前に一寸一言、今議長からお話のありましたやうに本案も無事可決確定致しまして長い間の時間に議長は其の任務を立派に遂行されましたに付きまして私共議員と致しまして感謝の意を表し度いと思ひます、潜越ではございますが一寸御挨拶申し上げます。(拍手)

○議長(吉田房次郎君)
夫れでは閉會致します。

午前一時五分閉會

(86)

昭和四年第二十五次居留民會臨時會附錄

【一】 天津製氷冷蔵株式會社株式應募ノ件

一、本民團八日下公選中ノ天津製氷冷蔵株式會社ノ株式募集ニ應シ之カ株式貳千株以上ヲ申込ムコト

【二】 昭和四年度居留民團歳入追加豫算

歳 入	一、銀 四 萬 弗 也	臨 時 部
	計 銀 四 萬 弗 也	
歳 出	一、銀 四 萬 弗 也	臨 時 部
	計 銀 四 萬 弗 也	

昭和四年度居留民團歳入追加豫算表

(87)

科 目	豫 算 額	摘 要
第一款 前年度繰越金	四〇,〇〇〇.〇〇	
一、繰 越 金	四〇,〇〇〇.〇〇	
計	四〇,〇〇〇.〇〇	
歳 出		
臨時部		
第四款 天津製氷冷蔵株式取得費	四〇,〇〇〇.〇〇	
第一項 株式取得費	四〇,〇〇〇.〇〇	
計	四〇,〇〇〇.〇〇	

(88)

昭和四年度第二十五次居留民會臨時會要錄

一、議 員 五十一名(定員六十名)

一、會 期 一日(昭和四年十一月十二日)

一、會 場 公會堂

一、成 績(省略す)

一、議長及會議係

議長	吉田房次郎
副議長	大田万吉
理事	松本文三郎
書記	河島誠
速記	村岡薰里

(要 錄 終)